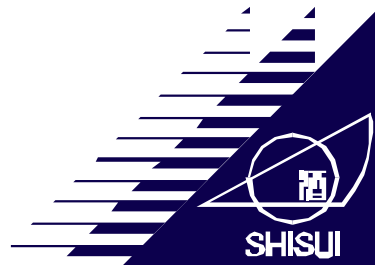


平成 2 2 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

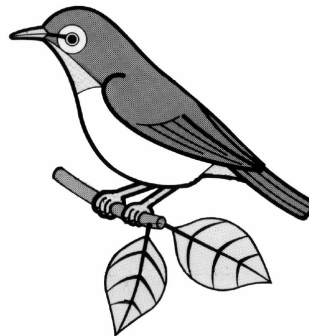
町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

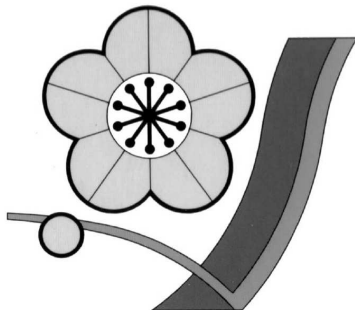
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

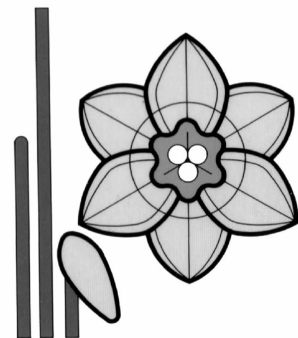
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町 の 鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町 の 木「梅」
(昭和 45 年制定)



町 の 花「水仙」
(平成元年制定)

目

次

I 酒々井町の概説

1 町の沿革等	1
2 人口等の推移	2
3 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4 平成21年度一般会計歳入歳出決算	4
5 平成22年度一般会計当初予算	6
6 酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1 租税体系図	9
2 税務事務概要	10
3 税目別決算額の推移（一般会計）	12
4 平成21年度町税決算状況（一般会計）	14
5 町税税率の経緯	16

III 税目別概況

(1) 町民税

1 町民税のあらまし	28
2 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	37
3 個人町民税所得者区分別課税額の推移	38
4 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	39
5 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	40
6 個人町民税の所得控除額の推移	41
7 平成22年度個人町民税の納税義務者等に関する調	42
8 個人町民税負担額の推移	43
9 平成22年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	44
10 法人町民税調定額（現年課税分）の推移	45
11 平成21年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	45
12 法人町民税決算期別法人数	46
13 法人の設立状況	46

(2) 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税のあらまし	47
2 都市計画税のあらまし	49
3 納税義務者数（現年課税分）の推移	52
4 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	52
5 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	53
6 土地の概要に関する調	54
7 宅地に関する調（法定免税点以上）	56

8	家屋の概要に関する調	57
9	家屋の増減状況の推移	58
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	59
11	償却資産の価格等に関する調	60
12	国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況	61
13	固定資産基準地等価格一覧表	62

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	63
2	軽自動車税に関する調（定期分）	64

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	66
2	町たばこ税の推移	67

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	68
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	69
3	国民健康保険税決算額の推移	71
4	平成21年度国民健康保険税の決算状況	71
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	73

IV 徴 収

1	町税口座振替状況調	74
2	町税口座振替納付状況調	74
3	督促状発送状況の推移	75
4	不納欠損額の推移	76
5	滞納繰越収納状況の推移	77
6	平成21年度還付金調	79
7	平成22年度納期一覧表	80

V そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	81
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	82

I 酒々井町の概説

1. 町の沿革等

1. 位置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 km、成田国際空港から西に約 10 km に位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印西市」に接しており、極めて温暖な気候に恵まれています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140 度 18 分	極南	35 度 42 分
極西	140 度 14 分	極北	35 度 45 分

2. 交通

(鉄道) JR 成田線酒々井駅、JR 総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の 3 線 4 駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 国道 51 号・296 号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿革

町は、中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約 100 年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治 22 年の町村制の施行で近隣 16 か町村が合併し、戸数 720 戸、人口 3,644 人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和 50 年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口 2 万人を超える町へと発展しました。

平成 9 年度からスタートした「第 4 次総合計画」に基づき、21 世紀の酒々井町の未来をしっかりと見定めたまちづくりを進めています。

4. 土地利用

町は、東西 4.2 km、南北 6.2 km、面積 19.02 km²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町名の由来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人 口 等 の 推 移

区 分 \ 年		17		18	
		人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)
人 口	男	10,720	102.5	10,820	100.9
	女	10,648	101.6	10,722	100.7
	計	21,368	102.0	21,542	100.8
世 帯 数		8,448	103.7	8,647	102.4
一世帯当たりの人口		2.53	98.4	2.49	98.4
人口密度 (k m ² 当たり)		1,123.4	102.0	1,132.6	100.8

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移(一般会計)

年度 \ 区 分		17	18
一 般 会 計 (円)	歳 入	5,192,492,680	5,433,222,137
	歳 出	5,082,211,315	5,368,323,000
町 税 総 額 (円)		2,476,543,899	2,484,901,575
町 税 総 額 / 歳 入 総 額 (%)		47.7	45.7
町 税 負 担 額 (円)	一人当たり	115,900	115,351
	一世帯当たり	293,152	287,372
歳 出 額	一人当たり	237,842	249,203
	一世帯当たり	601,588	620,831

19		20		21		22	
人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)
10,843	100.2	10,877	100.3	10,823	99.5	10,799	99.8
10,754	100.3	10,746	99.9	10,654	99.1	10,601	99.5
21,597	100.3	21,623	100.1	21,477	99.3	21,400	99.6
8,768	101.4	8,883	101.3	8,921	100.4	8,978	100.6
2.46	98.4	2.43	98.8	2.41	98.9	2.38	99.0
1,135.5	100.3	1,136.9	100.1	1,129.2	99.3	1,125.1	99.6

19	20	21	22
5,198,749,301	5,282,324,024	5,993,413,767	5,140,293,000
5,034,798,890	5,087,157,362	5,668,273,262	5,140,293,000
2,695,131,068	2,699,668,021	2,612,692,210	2,490,502,000
51.8	51.1	43.6	48.5
124,792	124,852	121,651	116,379
307,383	303,914	292,870	277,401
233,125	235,266	263,923	240,201
574,224	572,685	635,385	572,543

資料:歳入歳出決算書(平成22年度は当初予算)

4. 平成21年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	決算額	構成比	款 別	決算額	構成比
町 税	2,612,692	43.6	議 会 費	105,556	1.9
地 方 譲 与 税	74,762	1.2	総 務 費	1,165,723	20.5
利 子 割 交 付 金	9,586	0.2	民 生 費	1,024,583	18.0
配 当 割 交 付 金	4,361	0.1	衛 生 費	491,486	8.7
株式等譲渡所得割交付金	2,234	0.0	農 林 水 産 業 費	100,729	1.8
地方消費税交付金	160,424	2.6	商 工 費	90,703	1.6
自動車取得税交付金	29,210	0.5	土 木 費	476,158	8.4
地方特例交付金	40,190	0.7	消 防 費	442,997	7.8
地 方 交 付 税	881,420	14.7	教 育 費	1,046,660	18.5
交通安全対策特別交付金	4,042	0.1	公 債 費	723,678	12.8
分担金及び負担金	69,241	1.2			
使用料及び手数料	48,958	0.8			
国 庫 支 出 金	887,847	14.8			
県 支 出 金	335,831	5.6			
財 産 収 入	4,091	0.1			
寄 附 金	0	0.0			
繰 入 金	108,660	1.8			
繰 越 金	114,989	1.9			
諸 収 入	127,576	2.1			
町 債	477,300	8.0			
歳 入 合 計	5,993,414	100.0	歳 出 合 計	5,668,273	100.0

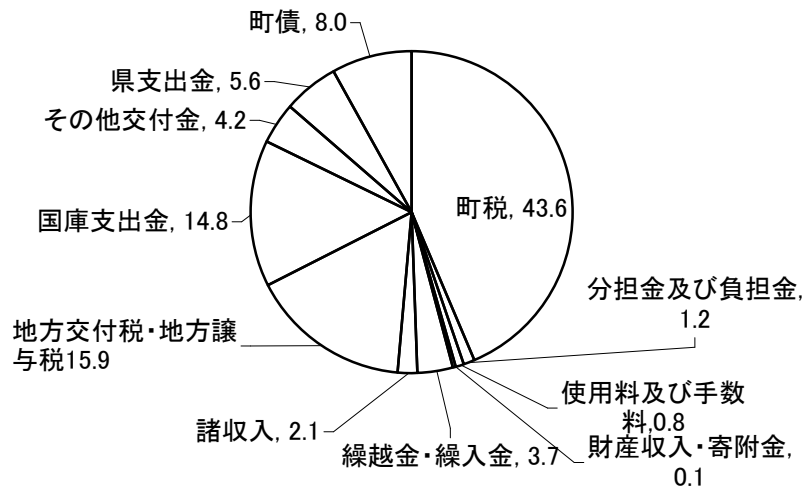
○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

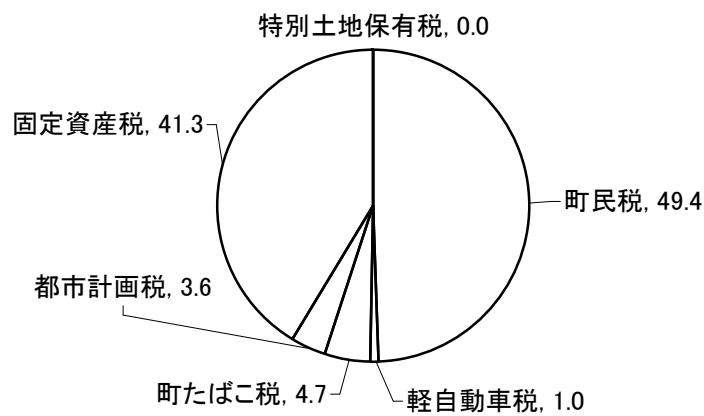
項 目	決算額	構成比	項 目	決算額	構成比
町 民 税	1,291,224	49.4	都 市 計 画 税	94,632	3.6
固 定 資 産 税	1,078,445	41.3	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0
軽 自 動 車 税	26,897	1.0			
町 た ば こ 税	121,494	4.7	町 税 歳 入 合 計	2,612,692	100.0

図表（平成21年度一般会計歳入歳出決算額）

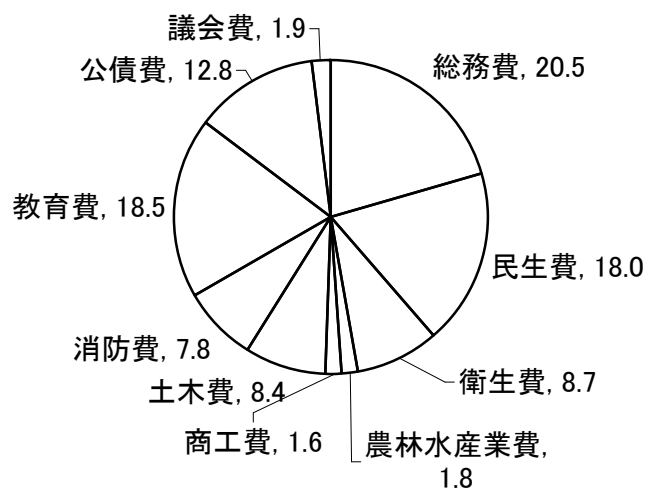
1. 歳入の構成比(%) (総額 5,993,414 千円) (自主財源 60.8% 依存財源 39.2%)



2. 町税の構成比(%) (総額 2,612,692 千円)



3. 歳出の構成比(%) (総額 5,668,273 千円)



5. 平成22年度一般会計当初予算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
町 税	2,490,502	48.4	議 会 費	103,861	2.0
地 方 譲 与 税	71,201	1.4	総 務 費	932,168	18.1
利 子 割 交 付 金	10,300	0.2	民 生 費	1,034,492	20.1
配 当 割 交 付 金	4,700	0.1	衛 生 費	501,544	9.8
株式等譲渡所得割交付金	2,000	0.0	農 林 水 産 業 費	99,675	1.9
地方消費税交付金	135,000	2.6	商 工 費	91,695	1.8
自動車取得税交付金	19,300	0.4	土 木 費	546,767	10.7
地方特例交付金	35,300	0.7	消 防 費	442,195	8.6
地 方 交 付 税	861,500	16.7	教 育 費	724,447	14.1
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1	公 債 費	653,449	12.7
分担金及び負担金	66,772	1.3	予 備 費	10,000	0.2
使用料及び手数料	48,483	0.9			
国 庫 支 出 金	378,907	7.4			
県 支 出 金	328,234	6.4			
財 産 収 入	3,932	0.1			
寄 附 金	2	0.0			
繰 入 金	123,873	2.4			
繰 越 金	30,000	0.6			
諸 収 入	111,187	2.2			
町 債	415,100	8.1			
歳 入 合 計	5,140,293	100.0	歳 出 合 計	5,140,293	100.0

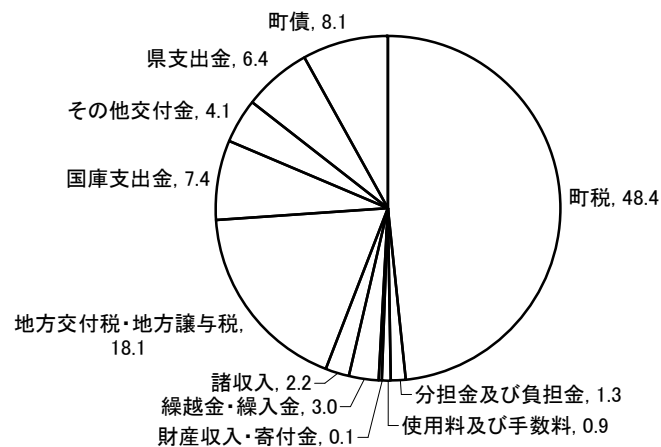
○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・%)

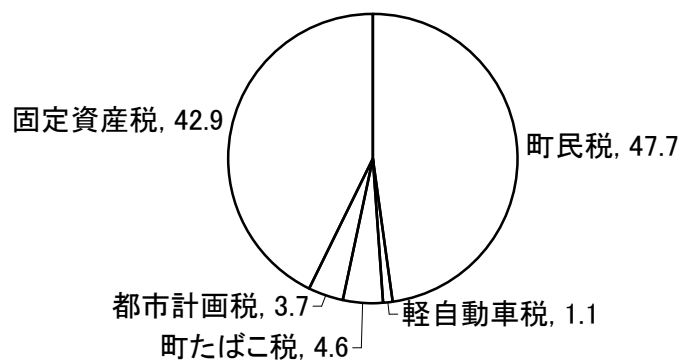
項 目	予算額	構成比	項 目	予算額	構成比
町 民 税	1,187,627	47.7	都 市 計 画 税	93,059	3.7
固 定 資 産 税	1,067,521	42.9	特 別 土 地 保 有 税	1	0.0
軽 自 動 車 税	27,885	1.1			
町 た ば こ 税	114,409	4.6	町 税 歳 入 合 計	2,490,502	100.0

図表（平成22年度一般会計歳入歳出当初予算額）

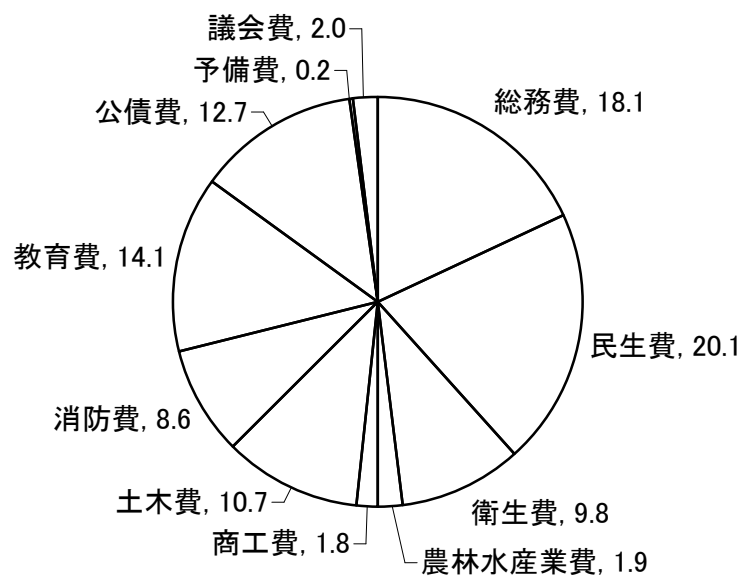
1. 歳入の構成比(%) (総額 5,140,293 千円) (自主財源 55.8% 依存財源 44.2%)



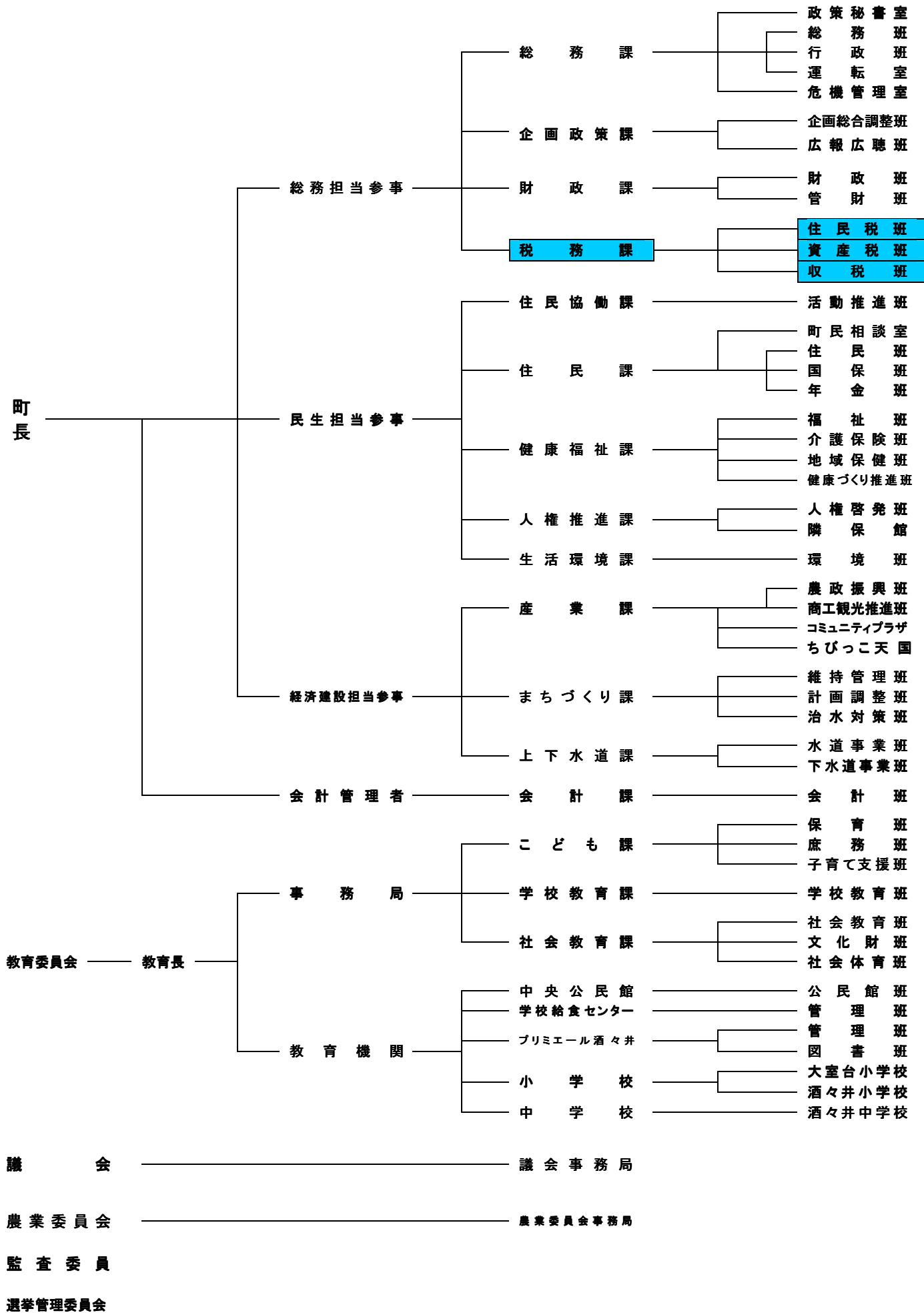
2. 町税の構成比(%) (総額 2,490,502 千円)



3. 歳出の構成比(%) (総額 5,140,293 千円)



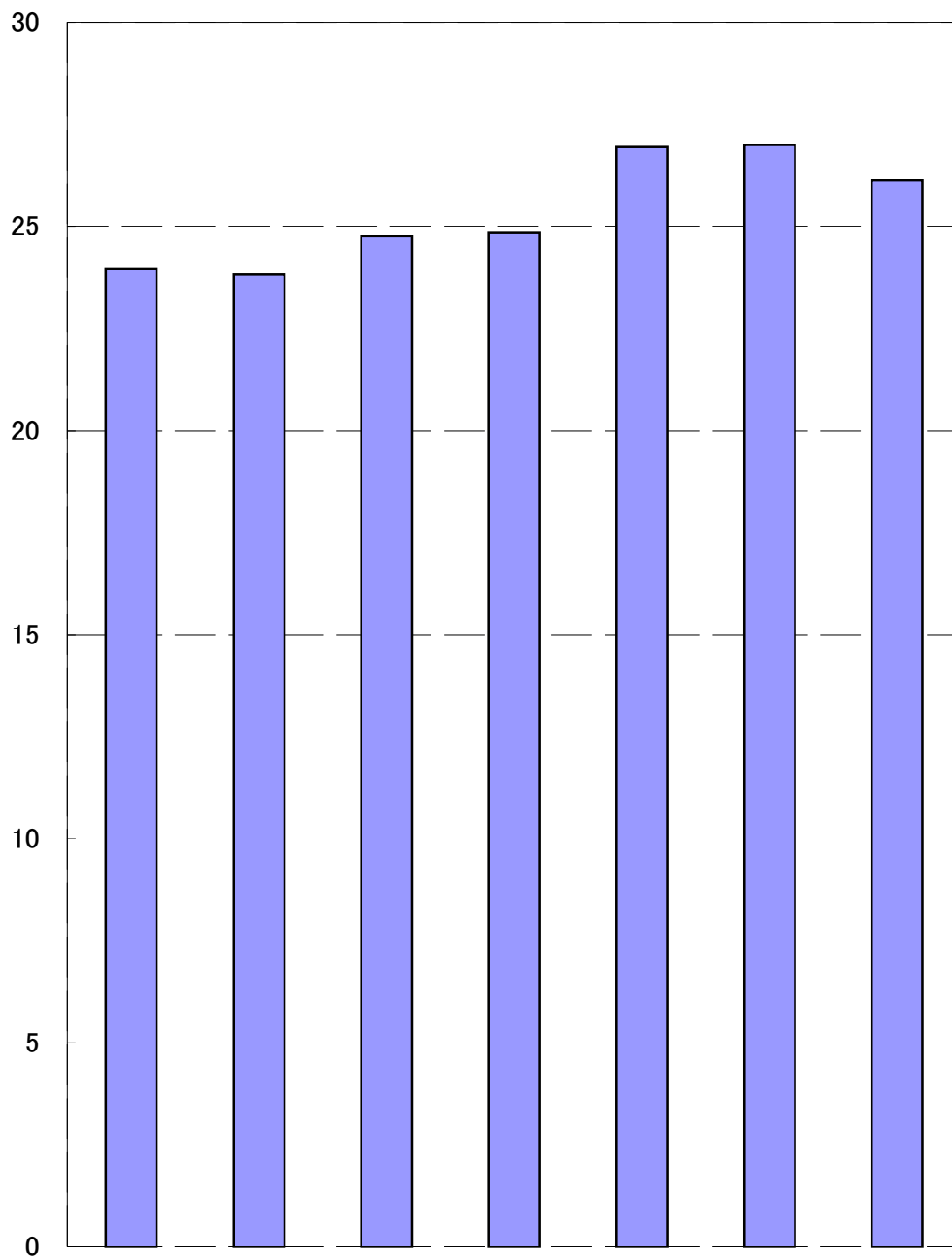
酒々井町行政組織図



Ⅱ 町税等の概況

(一般会計町税総額の推移)

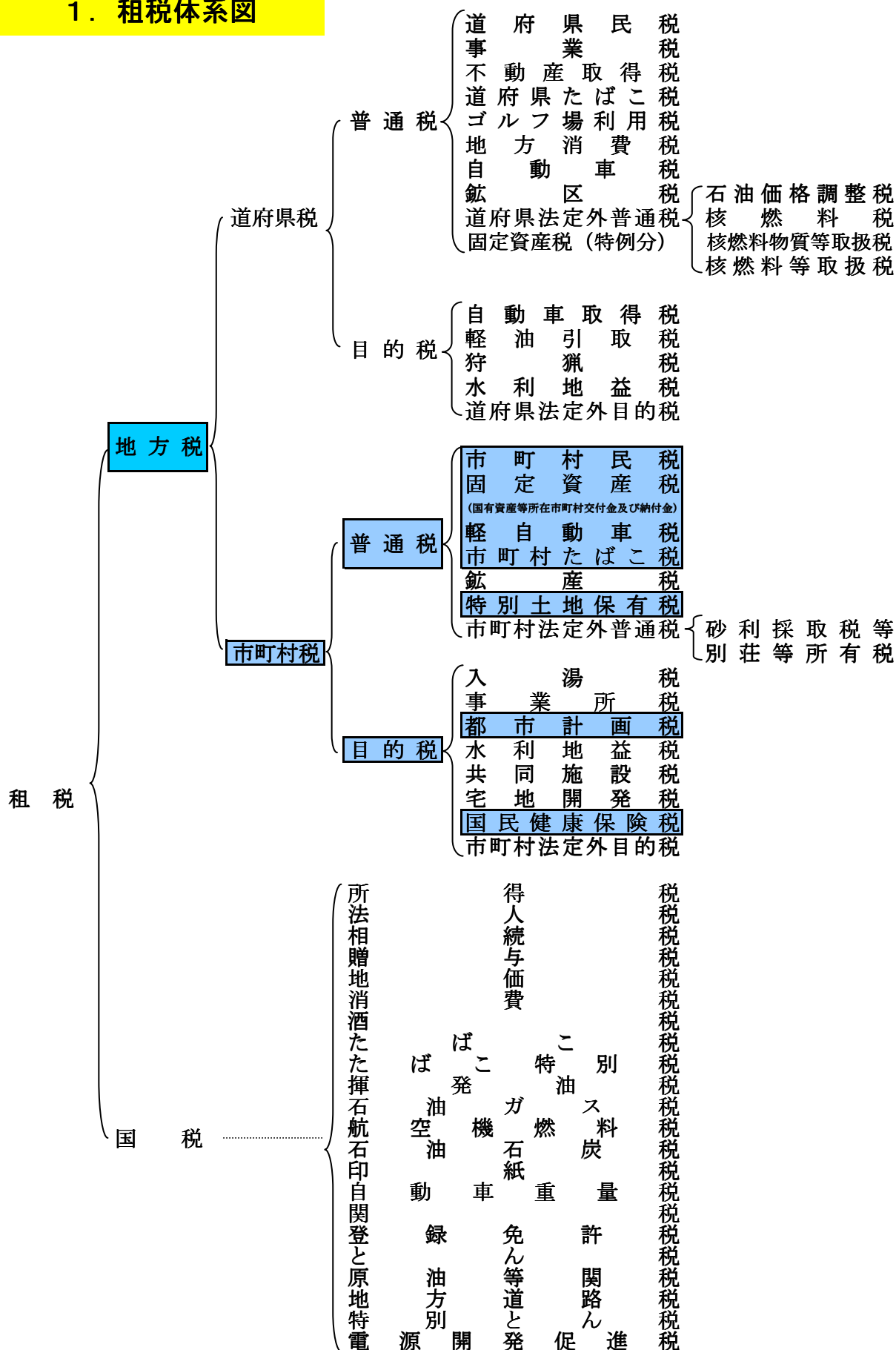
単位：億円



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決算額	2,396,598	2,383,044	2,476,544	2,484,901	2,695,131	2,699,668	2,612,692

(単位：千円)

1. 租税体系図



(注) 1. 普通税・・・その収入の使途を特定せず、一般的経費に充てるために課される税です。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続き、要件に従い課するものを法定外普通税といいます。

2. 目的税・・・特定の費用に充てるために課される税です。

2.税務事務概要

税関係の委員会等

1.酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職 名	氏 名	住 所	任 期
委 員 長	齋 藤 照 一	下岩橋9 9	平成20年12月22日～平成23年12月21日
職 務 代 理 者	鶴 岡 嘉 廣	酒々井1692	平成20年12月22日～平成23年12月21日
委 員	星 野 建 一 郎	中央台3-3-1 6-302	平成20年12月22日～平成23年12月21日

税務課事務分掌

住 民 税 班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 国税及び県税に関する事
	6. 法人町民税に関する事
資 産 税 班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収 税 班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 納税の証明に関する事
	8. 固定資産評価審査委員会に関する事
	9. 千葉県滞納整理推進機構に関する事

■ 職員数等（各年度4月1日現在）

年度	班 名	職 名							計
18		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	1	1	5
	資産税班		1		1	1	1	1	5
	収 税 班			1	1	2		1	5
	計	1	1	2	3	4	2	3	16
19		課 長 (室長)	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	1	1	5
	資産税班		1	1			2	1	5
	収 税 班			1		1		1	3
	特別徴収室	1		1					2
20		課 長 (室長)	主 幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	3		6
	資産税班			1		1	1	1	4
	収 税 班			1		1	1		3
	特別徴収室	1		1					2
21		課 長	主幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	3		6
	資産税班			1		2		1	4
	収 税 班			2		1		1	4
	計	1	0	4	1	4	3	2	15
22		課 長	主幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班		1	1	1	1	2		6
	資産税班			1	1	1		1	4
	収 税 班			2		1	1		4
	計	1	1	4	2	3	3	1	15

（平成18・19・22年度は7月1日現在）

3. 税目別決算額の推移(一般会計)

税目等		年度	17				18			
		区分	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
町 民 税	個人	現	957,416	942,040	98.4	106.5	1,009,790	989,210	98.0	105.0
		滞	72,919	8,616	11.8	105.7	66,491	9,311	14.0	108.1
		計	1,030,335	950,656	92.3	106.4	1,076,281	998,521	92.8	105.0
	法人	現	126,757	124,834	98.5	169.3	128,615	127,735	99.3	102.3
		滞	3,261	360	11.0	83.7	4,313	1,478	34.3	410.6
		計	130,018	125,194	96.3	168.8	132,928	129,213	97.2	103.2
	計		1,160,353	1,075,850	92.7	111.2	1,209,209	1,127,734	93.3	104.8
固定資産税	固定資産税	現	1,143,279	1,120,753	98.0	99.3	1,078,256	1,058,115	98.1	94.4
		滞	96,796	13,536	14.0	89.5	98,051	12,773	13.0	94.4
		計	1,240,075	1,134,289	91.5	99.1	1,176,307	1,070,888	91.0	94.4
	交・納付金	現	7,049	7,049	100.0	100.5	6,669	6,669	100.0	94.6
	計		1,247,124	1,141,338	91.5	99.1	1,182,976	1,077,557	91.1	94.4
軽 自 動 車 税		現	21,684	20,838	96.1	106.9	23,179	22,143	95.5	106.3
		滞	2,172	375	17.3	96.9	2,339	513	21.9	136.8
		計	23,856	21,213	88.9	106.7	25,518	22,656	88.8	106.8
町 た ば こ 税		現	133,610	133,610	100.0	95.4	139,959	139,959	100.0	104.8
特 別 土 地 保 有 税		現	0	0	0.0	0.0	20,181	20,181	100.0	皆増
		滞	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
		計	0	0	0.0	0.0	20,181	20,181	100.0	皆増
都 市 計 画 税		現	105,375	103,298	98.0	100.1	97,844	96,016	98.1	93.0
		滞	8,884	1,235	13.9	88.3	8,993	798	8.9	64.6
		計	114,259	104,533	91.5	99.9	106,837	96,814	90.6	92.6
合 計	現年課税分		2,495,170	2,452,422	98.3	104.0	2,504,493	2,460,028	98.2	100.3
	滞納繰越分		184,032	24,122	13.1	94.6	180,187	24,873	13.8	103.1
	計		2,679,202	2,476,544	92.4	103.9	2,684,680	2,484,901	92.6	100.3

(単位：千円・%)

19				20				21			
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比
1,253,701	1,222,011	97.5	123.5	1,244,128	1,202,218	96.6	98.4	1,205,494	1,173,789	97.4	97.6
67,953	10,344	15.2	111.1	81,042	14,318	17.7	138.4	101,617	22,005	21.7	153.7
1,321,654	1,232,355	93.2	123.4	1,325,170	1,216,536	91.8	98.7	1,307,111	1,195,794	91.5	98.3
113,642	112,785	99.2	88.3	116,764	115,363	98.8	102.3	95,385	94,644	99.2	82.0
3,347	1,206	36.0	81.6	2,769	658	23.8	54.6	3,151	786	24.9	119.5
116,989	113,991	97.4	88.2	119,533	116,021	97.1	101.8	98,536	95,430	96.8	82.3
1,438,643	1,346,346	93.6	119.4	1,444,703	1,332,557	92.2	99.0	1,405,647	1,291,224	91.9	96.9
1,089,858	1,067,692	98.0	100.9	1,103,842	1,081,154	97.9	101.3	1,080,142	1,060,246	98.2	98.1
98,304	12,820	13.0	100.4	96,517	23,268	24.1	181.5	71,618	12,819	17.9	55.1
1,188,162	1,080,512	90.9	100.9	1,200,359	1,104,422	92.0	102.2	1,151,760	1,073,065	93.2	97.2
5,479	5,479	100.0	82.2	5,380	5,380	100.0	98.2	5,380	5,380	100.0	100.0
1,193,641	1,085,991	91.0	100.8	1,205,739	1,109,802	92.0	102.2	1,157,140	1,078,445	93.2	97.2
24,729	23,565	95.3	106.4	26,283	24,933	94.9	105.8	27,759	26,234	94.5	105.2
2,558	563	22.0	109.7	2,880	552	19.2	98.0	3,241	663	20.5	120.1
27,287	24,128	88.4	106.5	29,163	25,485	87.4	105.6	31,000	26,897	86.8	105.5
139,643	139,643	100.0	99.8	130,461	130,461	100.0	93.4	121,493	121,494	100.0	93.1
0	0	0.0	皆減	415	415	100.0	皆増	0	0	0.0	皆減
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
0	0	0.0	皆減	415	415	100.0	皆増	0	0	0.0	皆減
99,881	97,850	98.0	101.9	100,892	98,818	97.9	101.0	95,213	93,460	98.2	94.6
8,987	1,173	13.1	147.0	8,818	2,130	24.2	181.6	6,555	1,172	17.9	55.0
108,868	99,023	91.0	102.3	109,710	100,948	92.0	101.9	101,768	94,632	93.0	93.7
2,726,933	2,669,025	97.9	108.5	2,728,166	2,658,742	97.5	99.6	2,630,866	2,575,247	97.9	96.9
181,149	26,106	14.4	105.0	192,025	40,926	21.3	156.8	186,182	37,445	20.1	91.5
2,908,082	2,695,131	92.7	108.5	2,920,191	2,699,668	92.4	100.2	2,817,048	2,612,692	92.7	96.8

資料：平成17年度～平成21年度決算統計書

4. 平成21年度町税決算状況(一般会計)

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
1 町 民 税	1,254,674,000	1,405,646,984	1,291,224,462
(個人) 現 年 課 税 分	1,158,843,000	1,205,494,353	1,173,789,107
滞 納 繰 越 分	9,639,000	101,616,713	22,004,855
計	1,168,482,000	1,307,111,066	1,195,793,962
(法人) 現 年 課 税 分	85,679,000	95,384,600	94,644,600
滞 納 繰 越 分	513,000	3,151,318	785,900
計	86,192,000	98,535,918	95,430,500
2 固 定 資 産 税	1,064,447,000	1,157,140,277	1,078,445,072
現 年 課 税 分	1,049,076,000	1,080,141,700	1,060,245,935
滞 納 繰 越 分	9,991,000	71,618,577	12,819,137
計	1,059,067,000	1,151,760,277	1,073,065,072
交 付 金 及 び 納 付 金	5,380,000	5,380,000	5,380,000
3 軽 自 動 車 税	26,445,000	30,999,500	26,897,422
現 年 課 税 分	25,903,000	27,758,700	26,234,500
滞 納 繰 越 分	542,000	3,240,800	662,922
4 町 た ば こ 税	121,253,000	121,493,527	121,493,527
5 特 別 土 地 保 有 税	1,000	0	0
現 年 課 税 分	1,000	0	0
滞 納 繰 越 分	0	0	0
6 都 市 計 画 税	93,458,000	101,768,055	94,631,727
現 年 課 税 分	92,714,000	95,213,000	93,459,215
滞 納 繰 越 分	744,000	6,555,055	1,172,512
現 年 課 税 分 合 計	2,538,849,000	2,630,865,880	2,575,246,884
滞 納 繰 越 分 合 計	21,429,000	186,182,463	37,445,326
合 計	2,560,278,000	2,817,048,343	2,612,692,210

不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率	平成20年度 収 納 率	平成19年度 収 納 率
6,255,984	108,166,538	91.86	92.24	93.58
0	31,705,246	97.37	96.63	97.47
5,871,313	73,740,545	21.65	17.67	15.22
5,871,313	105,445,791	91.48	91.80	93.24
0	740,000	99.22	98.80	99.25
384,671	1,980,747	24.94	23.79	36.03
384,671	2,720,747	96.85	97.06	97.44
7,395,958	71,299,247	93.20	92.04	90.98
0	19,895,765	98.16	97.94	97.96
7,395,958	51,403,482	17.90	24.11	13.04
7,395,958	71,299,247	93.17	92.01	90.93
0	0	100.00	100.00	100.00
306,400	3,795,678	86.77	87.39	88.42
0	1,524,200	94.51	94.86	95.29
306,400	2,271,478	20.46	19.15	22.02
0	0	100.00	100.00	100.00
0	0	0.00	100.00	0.00
0	0	0.00	100.00	0.00
0	0	0.00	0.00	0.00
675,542	6,460,786	92.99	92.01	90.96
0	1,753,785	98.16	97.94	97.97
675,542	4,707,001	17.89	24.16	13.06
0	55,618,996	97.89	97.46	97.88
14,633,884	134,103,253	20.11	21.31	14.41
14,633,884	189,722,249	92.75	92.45	92.68

5. 町税税率の経緯

区分		年度	56	57	58	
町民税	個人所得割	均等割	町民税 1,000円		県民税 500円	
		町民税	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
			30万円以下の金額		2	0
			30万円を超え45万円以下の金額		3	3,000
			45万円を超え70万円以下の金額		4	7,500
			70万円を超え100万円以下の金額		5	14,500
			100万円を超え130万円以下の金額		6	24,500
			130万円を超え230万円以下の金額		7	37,500
			230万円を超え370万円以下の金額		8	60,500
			370万円を超え570万円以下の金額		9	97,500
570万円を超え950万円以下の金額			10	154,500		
950万円を超え1,900万円以下の金額			11	249,500		
1,900万円を超え2,900万円以下の金額			12	439,500		
2,900万円を超え4,900万円以下の金額			13	729,500		
4,900万円を超える金額			14	1,219,500		
県民税		150万円以下の金額		2	0	
		150万円を超える金額		4	30,000	
税人	法人均等割	法人税割	資本金の金額		従業者数	税率
			1,000万円以下			8,000円
			1,000万円を超え1億円以下の金額			24,000円
			1億円を超え10億円以下の金額		100人以下	24,000円
					100人超	80,000円
			10億円を超え50億円以下の金額		100人以下	80,000円
					100人超	400,000円
			50億円を超える金額		100人以下	80,000円
					100人超	800,000円
			資本金の金額		従業者数	税率
1,000万円以下		50人以下	16,000円			
		50人超	48,000円			
1,000万円を超え1億円以下の金額		50人以下	48,000円			
		50人超	60,000円			
1億円を超え10億円以下の金額		50人以下	60,000円			
		50人超	160,000円			
10億円を超え50億円以下の金額		50人以下	160,000円			
		50人超	700,000円			
50億円を超える金額		50人以下	160,000円			
		50人超	1,200,000円			
固定資産税		1.4%	免税点	土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円		
軽自動車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 700円 二輪 2,200円 90cc以下 1,100円 三輪 2,850円 125cc以下 1,450円 四輪 小型特殊自動車 貨物 営業用 2,900円 農耕用 1,450円 自家用 3,650円 その他 4,300円 乗用 営業用 5,200円 二輪の小型自動車 3,650円 自家用 6,500円				
町たばこ消費税		18.1%				
電気税		5% (2,400円)	昭和55年6月以降	5% (3,600円)		
ガス税		2% (7,000円)	昭和55年6月以降	2% (10,000円)	昭和57年6月以降 2% (12,000円)	
木材取引税		2%				
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	所得割	4.05%	5.04%	6.23%		
	資産割	29%	34%	37%		
	均等割	5,000円	5,700円	6,000円		
	平等割	8,000円	9,300円	10,000円		
	課税限度額	240,000円				

(注意) 固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税の()内は免税点を示す。

区分		年度	61		62			
町民税	個人所得割	均等割	町民税 1,500円 県民税 700円					
		税	町民税	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)	
				20万円以下の金額		2.5	0	
				20万円を超え45万円以下の金額		3	1,000	
				45万円を超え70万円以下の金額		4	5,500	
				70万円を超え95万円以下の金額		5	12,500	
				95万円を超え120万円以下の金額		6	22,000	
				120万円を超え220万円以下の金額		7	34,000	
				220万円を超え370万円以下の金額		8	56,000	
				370万円を超え570万円以下の金額		9	93,000	
570万円を超え950万円以下の金額				10	150,000			
950万円を超え1,900万円以下の金額				11	245,000			
1,900万円を超え2,900万円以下の金額				12	435,000			
2,900万円を超え4,900万円以下の金額				13	725,000			
4,900万円を超える金額				14	1,215,000			
県民税	150万円以下の金額			2	0			
	150万円を超える金額			4	30,000			
税	法人均等割			法人税割	資本金の金額		従業者数	税率
					1,000万円以下		50人以下	40,000円
					50人超	120,000円		
		1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	120,000円		
					50人超	150,000円		
		1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	150,000円		
					50人超	400,000円		
		10億円を超え50億円以下の金額			50人以下	400,000円		
					50人超	1,750,000円		
		50億円を超える金額			50人以下	400,000円		
		50人超	3,000,000円					
法人税割		12.3%						
固定資産税		1.4% 免税点 { 土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円						
軽自動車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 1,000円 二輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三輪 3,100円 125cc以下 1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用 3,000円 50cc以下 2,500円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用 5,500円 農耕用 1,600円 自家用 7,200円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円						
町たばこ消費税		従価割 14.3% 従量割 千本につき640円						
電気税								
ガス税								
木材取引税		税目廃止						
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)						
都市計画税		0.2%						
国民健康保険税	所得割	5.7%			5.7%			
	資産割	34%			34%			
	均等割	8,000円			8,000円			
	平等割	14,000円			14,000円			
	課税限度額	370,000円			390,000円			

63	元	2
----	---	---

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)
町 民 税	6 0 万円以下の金額	3	0
	6 0 万円を超え 1 3 0 万円以下の金額	5	12, 000
	1 3 0 万円を超え 2 6 0 万円以下の金額	7	38, 000
	2 6 0 万円を超え 4 6 0 万円以下の金額	8	64, 000
	4 6 0 万円を超え 9 5 0 万円以下の金額	10	156, 000
	9 5 0 万円を超え 1, 9 0 0 万円以下の金額	11	251, 000
	1, 9 0 0 万円を超える金額	12	441, 000
	1 5 0 万円以下の金額	2	0
	1 5 0 万円を超え 2 6 0 万円以下の金額	3	13, 000
	2 6 0 万円を超える金額	4	39, 000

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)
町 民 税	120万円以下の金額	3	0
	120万円を超え500万円以下の金額	8	60,000
	500万円を超える金額	11	210,000
	500万円以下の金額	2	0
	500万円を超える金額	4	100,000

	従量税 千本につき 1, 9 9 7 円 元年度よりたばこ消費税から (旧 3 級品千本につき 9 4 8 円) たばこ税に変更
	税目廃止
	税目廃止

6. 08%	6. 48%
34%	34%
8, 5 0 0 円	8, 5 0 0 円
1 4, 5 0 0 円	1 4, 5 0 0 円
4 0 0, 0 0 0 円	4 2 0, 0 0 0 円

区分		年度	3	4	5	6																												
町 民 税	個 人	均 等 割	町民税 1,500円 県民税 700円																															
		所 得 割	<table><tr><td colspan="2">課 税 標 準 額</td><td>税率(%)</td><td>速算控除 (円)</td></tr><tr><td rowspan="3">町民税</td><td>160万円以下の金額</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>160万円を超え550万円以下の金額</td><td>8</td><td>80,000</td></tr><tr><td>550万円を超える金額</td><td>11</td><td>245,000</td></tr><tr><td rowspan="2">県民税</td><td>550万円以下の金額</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>550万円を超える金額</td><td>4</td><td>110,000</td></tr></table>				課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)	町民税	160万円以下の金額	3	0	160万円を超え550万円以下の金額	8	80,000	550万円を超える金額	11	245,000	県民税	550万円以下の金額	2	0	550万円を超える金額	4	110,000							
			課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)																												
			町民税	160万円以下の金額	3	0																												
				160万円を超え550万円以下の金額	8	80,000																												
	550万円を超える金額	11		245,000																														
	県民税	550万円以下の金額	2	0																														
		550万円を超える金額	4	110,000																														
	法 人	均 等 割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>				資本金の金額	従業者数	税 率	1,000万円以下	50人以下	40,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	120,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	150,000円	50人超	400,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	400,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人以下	400,000円	50人超	3,000,000円
			資本金の金額	従業者数	税 率																													
1,000万円以下			50人以下	40,000円																														
			50人超	120,000円																														
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	120,000円																														
			50人超	150,000円																														
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	150,000円																														
			50人超	400,000円																														
10億円を超え50億円以下の金額			50人以下	400,000円																														
		50人超	1,750,000円																															
50億円を超える金額	50人以下	400,000円																																
	50人超	3,000,000円																																
法人税割	12.3%																																	
固 定 資 産 税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																														
軽 自 動 車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下1,000円 二輪 2,400円 90cc以下1,200円 三輪 3,100円 125cc以下1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用3,000円 50cc以下2,500円 自家用4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用5,500円 農 耕 用 1,600円 自家用7,200円 そ の 他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円																																
町 た ば こ 税		従量税 千本につき1,997円 (旧3級品千本につき948円)																																
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																																
都 市 計 画 税		0.2%																																
国民健康 保険税	所 得 割	6.6%		7.0%	7.0%																													
	資 産 割	34%		34%	34%																													
	均 等 割	9,000円		10,000円	10,000円																													
	平 等 割	15,000円		16,000円	16,000円																													
	課税限度額	440,000円		460,000円	500,000円																													

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)
町 民 税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	11	310,000
県 民 税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	4	140,000

平成6年4月1日 以降に終了する 事業年度から適用	資本金の金額	従業員数	税 率
	1,000万円以下	50人以下	50,000円
		50人超	120,000円
	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円
		50人超	150,000円
	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円
		50人超	400,000円
	10億円を超える金額	50人以下	410,000円
	10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	1,750,000円
	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円

区分		年度	10			11																																		
町民税	個人所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																																					
		所得割	課税標準額			税率(%)	速算控除(円)	課税標準額			税率(%)	速算控除(円)																												
			町民税	200万円以下の金額		3	0	町民税	200万円以下の金額		3	0																												
				200万円を超え 700万円以下の金額		8	100,000		200万円を超え 700万円以下の金額		8	100,000																												
				700万円を超える金額		12	380,000		700万円を超える金額		10	240,000																												
	県民税	700万円以下の金額		2	0	県民税	700万円以下の金額		2	0																														
		700万円を超える金額		3	70,000		700万円を超える金額		3	70,000																														
	法人税	均等割	<table><tr><td colspan="2">資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税率</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え 10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>											資本金の金額		従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
			資本金の金額		従業者数	税率																																		
			1,000万円以下	50人以下	50,000円																																			
50人超				120,000円																																				
1,000万円を超え 1億円以下の金額			50人以下	130,000円																																				
			50人超	150,000円																																				
1億円を超え 10億円以下の金額			50人以下	160,000円																																				
			50人超	400,000円																																				
10億円を超える金額			50人以下	410,000円																																				
			50人超	1,750,000円																																				
50億円を超える金額		50人超	3,000,000円																																					
		法人税割	12.3%																																					
固定資産税		<table><tr><td>1.4%</td><td>免税点</td><td>土地 300,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>家屋 200,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>償却資産 1,500,000円</td></tr></table>											1.4%	免税点	土地 300,000円			家屋 200,000円			償却資産 1,500,000円																			
1.4%		免税点	土地 300,000円																																					
			家屋 200,000円																																					
		償却資産 1,500,000円																																						
軽自動車		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1,000円</td><td>二輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1,200円</td><td>三輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1,600円</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下 2,500円</td><td>自家用 4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 5,500円</td></tr><tr><td>農耕用 1,600円</td><td>自家用 7,200円</td></tr><tr><td>その他 4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4,000円</td><td></td></tr></table>											原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農耕用 1,600円	自家用 7,200円	その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円									
原動機付自転車	軽自動車																																							
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																																							
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																																							
125cc以下 1,600円	四輪																																							
ミニカー	貨物 営業用 3,000円																																							
50cc以下 2,500円	自家用 4,000円																																							
小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円																																							
農耕用 1,600円	自家用 7,200円																																							
その他 4,700円																																								
二輪の小型自動車 4,000円																																								
町たばこ税		従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)					従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)																																	
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																																						
都市計画税		0.2%																																						
国民健康保険税	所得割	7.0%																																						
	資産割	35%																																						
	均等割	15,000円																																						
	平等割	20,000円																																						
	課税限度額	530,000円																																						

区分		年度	12	13	14																										
町民税	個人	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																												
		所得割	<table><tr><td colspan="2">課税標準額</td><td>税率(%)</td><td>速算控除(円)</td></tr><tr><td rowspan="3">町民税</td><td>200万円以下の金額</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>200万円を超え 700万円以下の金額</td><td>8</td><td>100,000</td></tr><tr><td>700万円を超える金額</td><td>10</td><td>240,000</td></tr><tr><td rowspan="2">県民税</td><td>700万円以下の金額</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>700万円を超える金額</td><td>3</td><td>70,000</td></tr></table>			課税標準額		税率(%)	速算控除(円)	町民税	200万円以下の金額	3	0	200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000	700万円を超える金額	10	240,000	県民税	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000					
			課税標準額		税率(%)	速算控除(円)																									
			町民税	200万円以下の金額	3	0																									
				200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000																									
	700万円を超える金額			10	240,000																										
	県民税	700万円以下の金額	2	0																											
		700万円を超える金額	3	70,000																											
	法人	均等割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税率</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え 10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え 50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>			資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え 50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円
			資本金の金額	従業者数	税率																										
1,000万円以下			50人以下	50,000円																											
			50人超	120,000円																											
1,000万円を超え 1億円以下の金額			50人以下	130,000円																											
	50人超		150,000円																												
1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下		160,000円																												
	50人超		400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下		410,000円																												
10億円を超え 50億円以下の金額	50人超		1,750,000円																												
	50人超	3,000,000円																													
法人税割	12.3%																														
固定資産税		1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																												
軽自動車		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1,000円</td><td>二輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1,200円</td><td>三輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1,600円</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下 2,500円</td><td>自家用 4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 5,500円</td></tr><tr><td>農耕用 1,600円</td><td>自家用 7,200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下 2,400円</td><td></td></tr><tr><td>その他 4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4,000円</td><td></td></tr></table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農耕用 1,600円	自家用 7,200円	小型特殊1,000cc以下 2,400円		その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円						
原動機付自転車	軽自動車																														
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																														
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																														
125cc以下 1,600円	四輪																														
ミニカー	貨物 営業用 3,000円																														
50cc以下 2,500円	自家用 4,000円																														
小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円																														
農耕用 1,600円	自家用 7,200円																														
小型特殊1,000cc以下 2,400円																															
その他 4,700円																															
二輪の小型自動車 4,000円																															
町たばこ税		従量税 千本につき2,668円 (旧3級品千本につき1,266円)																													
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																													
都市計画税		0.2%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.0%	7.2%																											
		資産割	35%	33%																											
		均等割	15,000円	17,000円																											
		平等割	20,000円	20,000円																											
		課税限度額	530,000円	530,000円																											
	介護納付金課税額	所得割	0.8%	0.8%																											
		均等割	9,000円	9,000円																											
		課税限度額	70,000円	70,000円																											

区分			年度	15	16		
町民税	個人所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円		町民税 3,000円 県民税 1,000円		
		課税標準額		税率(%)	速算控除(円)		
		町民税	200万円以下の金額		3	0	
			200万円を超え 700万円以下の金額		8	100,000	
			700万円を超える金額		10	240,000	
			県民税	700万円以下の金額		2	0
				700万円を超える金額		3	70,000
		税人	法人均等割				
				資本金の金額		従業者数	税率
1,000万円以下	50人以下			50,000円			
	50人超			120,000円			
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下			130,000円			
	50人超			150,000円			
1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下			160,000円			
	50人超			400,000円			
10億円を超える金額	50人以下			410,000円			
	10億円を超え 50億円以下の金額			50人超	1,750,000円		
50億円を超える金額		50人超	3,000,000円				
	法人税割	12.30%					
固定資産税			1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車			原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 1,000円 二輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三輪 3,100円 125cc以下 1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用 3,000円 50cc以下 2,500円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用 5,500円 農耕用 1,600円 自家用 7,200円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円				
町たばこ税			千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)				
特別土地保有税			課税停止				
都市計画税			0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%				
		資産割	26.6%				
		均等割	19,500円				
		平等割	22,500円				
		課税限度額	530,000円				
	介護納付金課税額	所得割	0.8%				
		均等割	9,000円				
		課税限度額	70,000円				

区分			年度	17	18		
町民税	個人所得割	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税		町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円		
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度 1/3課税 ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税		
		町民税	200万円以下の金額	3		0	
		町民税	200万円を超え 700万円以下の金額	8		100,000	
		町民税	700万円を超える金額	10		240,000	
		県民税	700万円以下の金額	2		0	
		県民税	700万円を超える金額	3	70,000		
		法人税	均等割	資本金の金額	従業者数	税率	
				1,000万円以下	50人以下	50,000円	
					50人超	120,000円	
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下			130,000円			
	50人超			150,000円			
1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下			160,000円			
	50人超			400,000円			
10億円を超える金額	50人以下			410,000円			
10億円を超え 50億円以下の金額	50人超			1,750,000円			
	50億円を超える金額			50人超	3,000,000円		
法人税割	12.30%						
固定資産税			1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円			
町たばこ税			千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)			
特別土地保有税			課税停止				
都市計画税			0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%	8.3%			
		資産割	26.6%	25.0%			
		均等割	19,500円	29,400円			
		平等割	22,500円	31,200円			
		課税限度額	530,000円	530,000円			
	介護納付金課税額	所得割	0.8%	1.4%			
		均等割	9,000円	13,000円			
			課税限度額	70,000円	90,000円		

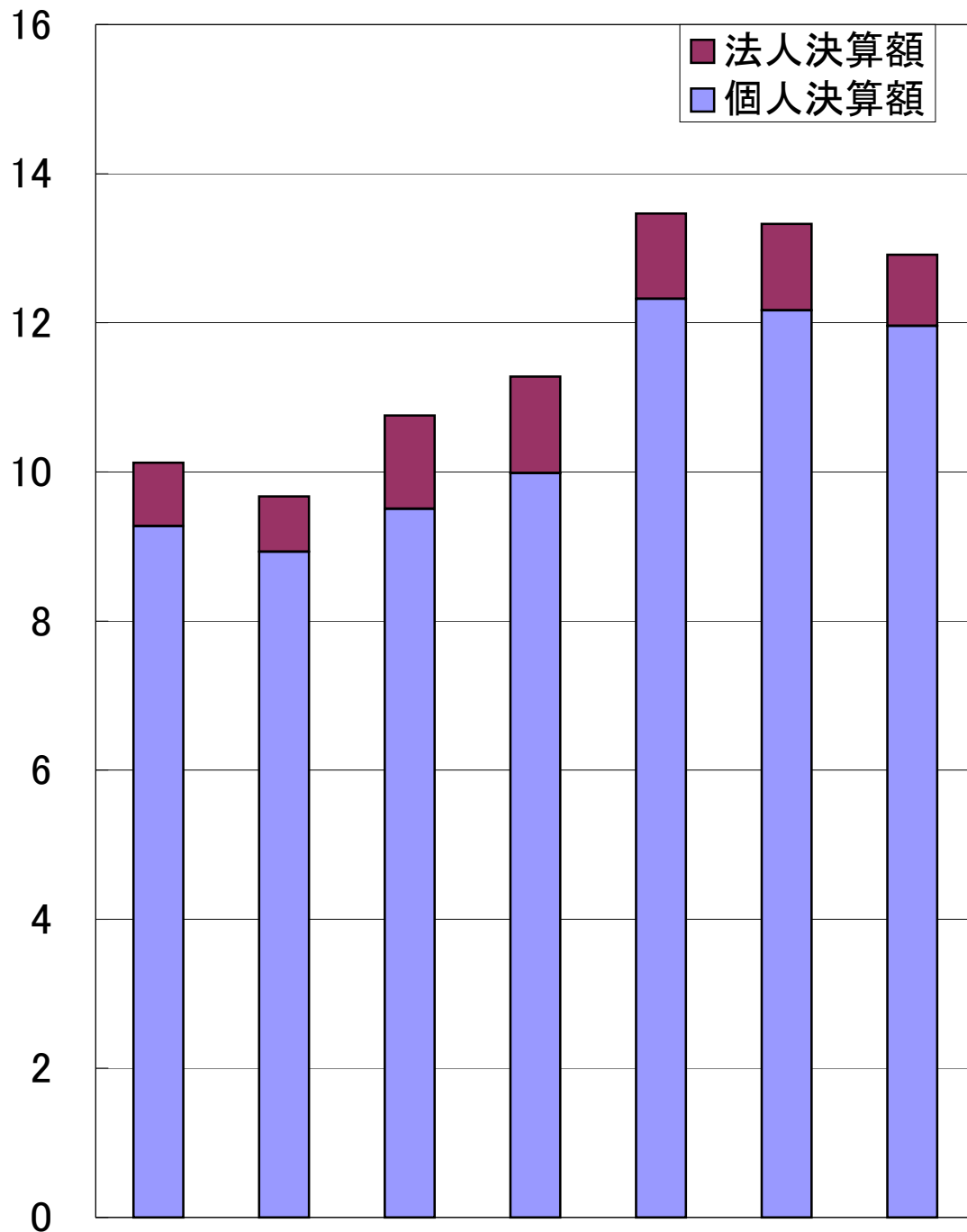
区分			年度	19	20																												
町民税	個人	均 等 割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円		町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																												
		所 得 割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table> ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table> ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度 全額課税	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%												
	平成19年度～																																
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																
町民税	6%																																
県民税	4%																																
平成19年度～																																	
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																	
町民税	6%																																
県民税	4%																																
法人	均 等 割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>				資本金の金額	従業者数	税 率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 率																														
1,000万円以下	50人以下	50,000円																															
	50人超	120,000円																															
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																															
	50人超	150,000円																															
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																															
	50人超	400,000円																															
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																															
	50人超	1,750,000円																															
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																															
	50人超	3,000,000円																															
	法人税割	12.30%																															
固定資産税			1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																													
軽自動車			<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1,000円</td><td>二 輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1,200円</td><td>三 輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1,600円</td><td>四 輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下 2,500円</td><td>自家用 4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 5,500円</td></tr><tr><td>農 耕 用 1,600円</td><td>自家用 7,200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下 2,400円</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4,000円</td><td></td></tr></table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二 輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三 輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四 輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農 耕 用 1,600円	自家用 7,200円	小型特殊1,000cc以下 2,400円		そ の 他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円							
原動機付自転車	軽自動車																																
50cc以下 1,000円	二 輪 2,400円																																
90cc以下 1,200円	三 輪 3,100円																																
125cc以下 1,600円	四 輪																																
ミニカー	貨物 営業用 3,000円																																
50cc以下 2,500円	自家用 4,000円																																
小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円																																
農 耕 用 1,600円	自家用 7,200円																																
小型特殊1,000cc以下 2,400円																																	
そ の 他 4,700円																																	
二輪の小型自動車 4,000円																																	
町たばこ税			千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																													
特別土地保有税			課税停止																														
都市計画税			0.2%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所 得 割	8.3%		5.6%																												
		資 産 割	25.0%		25.0%																												
		均 等 割	29,400円		23,000円																												
		平 等 割	31,200円		31,200円																												
		課税限度額	530,000円		470,000円																												
	後期高齢者支援金	所 得 割			2.7%																												
		均 等 割			6,400円																												
		課税限度額			120,000円																												
	介護納付金課税額	所 得 割	1.4%		1.4%																												
		均 等 割	13,000円		13,000円																												
	課税限度額	90,000円		90,000円																													

区分			年度	21																												
町民税	個人	均 等 割	町民税 3, 0 0 0円 県民税 1, 0 0 0円																													
		所 得 割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																				
平成19年度～																																
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																
町民税	6%																															
県民税	4%																															
法人税	法人	均 等 割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0万円以下</td><td>5 0人以下</td><td>5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>1 2 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0万円を超え1億円以下の金額</td><td>5 0人以下</td><td>1 3 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>1 5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>5 0人以下</td><td>1 6 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>4 0 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>5 0人以下</td><td>4 1 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>1, 7 5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">5 0億円を超える金額</td><td>5 0人超</td><td>3, 0 0 0, 0 0 0円</td></tr></table>			資本金の金額	従業者数	税 率	1, 0 0 0万円以下	5 0人以下	5 0, 0 0 0円	5 0人超	1 2 0, 0 0 0円	1, 0 0 0万円を超え1億円以下の金額	5 0人以下	1 3 0, 0 0 0円	5 0人超	1 5 0, 0 0 0円	1億円を超え10億円以下の金額	5 0人以下	1 6 0, 0 0 0円	5 0人超	4 0 0, 0 0 0円	10億円を超える金額	5 0人以下	4 1 0, 0 0 0円	5 0人超	1, 7 5 0, 0 0 0円	5 0億円を超える金額	5 0人超	3, 0 0 0, 0 0 0円	
		資本金の金額	従業者数	税 率																												
1, 0 0 0万円以下	5 0人以下	5 0, 0 0 0円																														
	5 0人超	1 2 0, 0 0 0円																														
1, 0 0 0万円を超え1億円以下の金額	5 0人以下	1 3 0, 0 0 0円																														
	5 0人超	1 5 0, 0 0 0円																														
1億円を超え10億円以下の金額	5 0人以下	1 6 0, 0 0 0円																														
	5 0人超	4 0 0, 0 0 0円																														
10億円を超える金額	5 0人以下	4 1 0, 0 0 0円																														
	5 0人超	1, 7 5 0, 0 0 0円																														
5 0億円を超える金額	5 0人超	3, 0 0 0, 0 0 0円																														
	法人税割	12.30%																														
固定資産税			<table><tr><td>1.4%</td><td>免税点</td><td>土地 300, 000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>家屋 200, 000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>償却資産 1, 500, 000円</td></tr></table>			1.4%	免税点	土地 300, 000円			家屋 200, 000円			償却資産 1, 500, 000円																		
1.4%	免税点	土地 300, 000円																														
		家屋 200, 000円																														
		償却資産 1, 500, 000円																														
軽自動車			<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1, 000円</td><td>二輪 2, 400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1, 200円</td><td>三輪 3, 100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1, 600円</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3, 000円</td></tr><tr><td>50cc以下 2, 500円</td><td>自家用 4, 000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 5, 500円</td></tr><tr><td>農耕用 1, 600円</td><td>自家用 7, 200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下 2, 400円</td><td></td></tr><tr><td>その他 4, 700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4, 000円</td><td></td></tr></table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1, 000円	二輪 2, 400円	90cc以下 1, 200円	三輪 3, 100円	125cc以下 1, 600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3, 000円	50cc以下 2, 500円	自家用 4, 000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5, 500円	農耕用 1, 600円	自家用 7, 200円	小型特殊1,000cc以下 2, 400円		その他 4, 700円		二輪の小型自動車 4, 000円						
原動機付自転車	軽自動車																															
50cc以下 1, 000円	二輪 2, 400円																															
90cc以下 1, 200円	三輪 3, 100円																															
125cc以下 1, 600円	四輪																															
ミニカー	貨物 営業用 3, 000円																															
50cc以下 2, 500円	自家用 4, 000円																															
小型特殊自動車	乗用 営業用 5, 500円																															
農耕用 1, 600円	自家用 7, 200円																															
小型特殊1,000cc以下 2, 400円																																
その他 4, 700円																																
二輪の小型自動車 4, 000円																																
町たばこ税			千本につき3, 298円 (旧3級品千本につき1, 564円)																													
特別土地保有税			課税停止																													
都市計画税			0.2%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																													
		資産割	25.0%																													
		均等割	23, 000円																													
		平等割	31, 200円																													
		課税限度額	470, 000円																													
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																													
		均等割	6, 400円																													
		課税限度額	120, 000円																													
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																													
		均等割	13, 000円																													
	課税限度額	90, 000円																														

Ⅲ 税目別概況

(1)町 民 税

億円



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
合 計	1,012,138	967,279	1,075,850	1,127,734	1,346,346	1,332,557	1,291,224
個人決算額	927,148	893,092	950,656	998,521	1,232,355	1,216,536	1,195,794
法人決算額	84,990	74,187	125,194	129,213	113,991	116,021	95,430

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

(1) 町内に住所がある人

(2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額： ・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額
・上場株式等に係る配当所得の金額 ・株式等に係る譲渡所得等の金額
・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除： ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額
・障害者控除額 ・寡婦(寡夫)控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額
・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額
- ③課税標準額： ・課税総所得金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税長期譲渡所得の金額
・課税短期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る課税配当所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料の両方である場合：

$(\text{支払った保険料についてアにより求めた金額}) + (\text{支払った保険料についてイにより求めた金額}) = \text{限度額：70,000円}$

・地震保険料控除

ア 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2$

(イ)50,000円を超える場合：25,000円

イ 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500 円

(エ)15,000 円を超える場合：10,000 円

ウ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額)＋

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

＝限度額：25,000 円

・ 障害者控除：一人につき 2 6 万円（特別障害者の場合：3 0 万円）

・ 寡婦（寡夫）控除：2 6 万円（特定寡婦の場合：3 0 万円）

・ 勤労学生控除：2 6 万円

・ 配偶者控除

ア 控除対象配偶者：3 3 万円

イ 老人控除対象配偶者（7 0 歳以上）：3 8 万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合：5 6 万円

エ 老人控除対象配偶者（7 0 歳以上）特別障害者で、かつ、同居している場合：6 1 万円

・ 配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1, 0 0 0 万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人についても、配偶者特別控除は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額（円）	控除額（円）	配偶者の所得金額（円）	控除額（円）
配偶者特別控除は受けられません。 （平成 16 年度税制改正。平成 17 年度分から適用）		380,001～449,999	330,000
		450,000～499,999	310,000
		500,000～549,999	260,000
		550,000～599,999	210,000
		600,000～649,999	160,000
		650,000～699,999	110,000
		700,000～749,999	60,000
		750,000～759,999	30,000
		760,000～	0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき 33 万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（16 歳以上 23 歳未満）の場合、一人につき 45 万円、また、老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 38 万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 45 万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき 56 万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき 68 万円、また、老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 61 万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 68 万円

3. 税 率

(1) 均等割：町民税 3,000 円・県民税 1,000 円（標準課税）

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×10%（町6%、県4%）＝算出税額

【分離課税の税率表】

	課税所得の種類	町民税の税率	県民税の税率
	土地、建物等の長期譲渡所得	3 %	2 %
②	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000 万円以下の部分 2.4% 2,000 万円超の部分 3%	2,000 万円以下の部分 1.6% 2,000 万円超の部分 2%
	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000 万円以下の部分 2.4% 6,000 万円超の部分 3%	6,000 万円以下の部分 1.6% 6,000 万円超の部分 2%
	③ 土地、建物等の短期譲渡所得	5.4% (国等に対する譲渡 3%)	3.6% (国等に対する譲渡 2%)
④	土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%	4.8%
⑤	上場株式等に係る配当所得	1.8%	1.2%
⑥	上場株式等に係る譲渡所得等	1.8%	1.2%
⑥	株式等に係る譲渡所得等	3 %	2 %
⑦	先物取引等に係る雑所得等	3 %	2 %

土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

②長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×5%（町3%、県2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%（町2.4%、県1.6%）＝所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

48 万円(県民税 32 万円)+(課税長期譲渡所得金額-2,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%(町 2.4%、県 1.6%)=所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円(県民税 96 万円)+(課税長期譲渡所得金額-6,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

③短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×9%(町 5.4%、県 3.6%)=所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

④ 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア (土地等に係る課税事業所得等の金額)×12%(町 7.2%、県 4.8%)=所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{(土地等に係る課税事業所得等の金額)+(課税総所得金額)×(通常の税率)}

－(課税総所得金額)×(通常の税率)}×110%=所得割額

⑤ 上場株式等に係る配当所得に対する税額の計算

特例の適用を受けようとする旨の記載のある申告書を提出したときは、その上場株式の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税される。

⑥ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

ただし、特例措置として平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税される。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上場株式等 ・上場株式	申告分離課税 譲渡益×20% (所得税 15%、 町民税 3%、県民税 2%) 〈平成 15～24 年の譲渡の特例〉 譲渡益×10% (所得税 7%、 町民税 1.8%、県民税 1.2%) (注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成 21 年 1 月 1 日以後の譲渡による損失の金額のうち、控除しきれない金額については、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。以下同じ。)と損益通算が可能である。また、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除が可能である。 ※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。
その他の株式等	申告分離課税 譲渡益×20% (所得税 15%、町民税 3%、県民税 2%)

⑦ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、5 % (町 3 %、県 2 %)の税率により所得割が課税される。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例……………(所得金額)－(所得控除額)＝(課税所得金額)

(課税所得金額)×税率－税額控除＝所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額

② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額

③ 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額

④ 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額

⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額

⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額

⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)

－調整控除額－配当控除額－住宅借入金等特別税額控除額－寄附金税額控除－外国税額控除額＝所得割額

⑦配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額－配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

4. 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額を控除する。（平成 19 年度分以後適用）

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合
次のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）

イ. 5 万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額の差の合計額を加算した金額

ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
①イ－(①ロ－200 万円) (5 万円を下回る場合は 5 万円)
の 5% (町民税 3%、県民税 2%)

人的控除の一覧

(単位: 万円)

控 除 の 種 類	住民税	所得税	差 額
障害者控除	26	2 7	1
特別障害者 (身体上 1～2 級)	30	4 0	1 0
寡婦 (寡夫) 控除	26	2 7	1
特定寡婦 (所得 500 万円以下、子有)	30	3 5	5
勤労学生控除 (所得 65 万円以下)	26	2 7	1
配偶者控除 (所得 38 万円以下)	33	3 8	5
老人控除対象配偶者 (70 歳以上)	38	4 8	1 0
同居の特障の控除対象配偶者	56	7 3	1 7
同居の特障の老人控除対象配偶者	61	8 3	2 2
配偶者特別控除 (所得 76 万円未満)	—	—	—
前年所得 38 万円を超 40 万円未満	33	3 8	5
前年所得 40 万円以上 45 万円未満	33	3 6	3
扶養控除 (所得 38 万円以下)	33	3 8	5
特定扶養親族 (16 歳～22 歳)	45	6 3	1 8
老人扶養親族 (70 歳以上)	38	4 8	1 0
同居老親等扶養親族 (70 歳以上)	45	5 8	1 3
同居の特別障害者	56	7 3	1 7
同居の特障の特定扶養親族	68	9 8	3 0
同居の特障の老人扶養親族	61	8 3	2 2
同居の特障の同居老親等扶養親族	68	9 3	2 5
基礎控除	33	3 8	5

※老年者控除は平成 18 年度分 (所得税平成 17 年分) から廃止。

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度である。

課税所得金額 種 類		1,000 万円 以下の部分		1,000 万円 超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、平成 11 年から平成 18 年まで又は、平成 21 年から平成 25 年までに入居した者が、住民税について税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けていない場合に対象になり、個人住民税の所得割額から控除する。

控除する額は、次に掲げる①と②の金額のうち、いずれか小さい金額となる。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に 100 分の 5 を乗じて得た金額 (97,500 円を超えるときは、97,500 円)

(エ) 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除である。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除する。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められている。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除する。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当する。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	翌年 1月16日～1月31日

(イ) 給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

(ウ) 年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割(標準税率): 課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

区 分		18		19		20		21		22	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	675	1,765	709	1,982	747	2,241	683	2,049	768	2,304
	所得割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	4,086	295,255	4,287	388,873	4,250	383,854	4,376	388,324	4,212	356,873
	計	4,761	297,020	4,996	390,855	4,997	386,095	5,059	390,373	4,980	359,177
特別徴収	均等割のみ	159	471	159	475	153	459	153	459	161	483
	所得割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	5,482	694,990	5,443	860,920	5,507	828,001	5,401	780,914	5,284	708,485
	計	5,641	695,461	5,602	861,395	5,660	828,460	5,554	781,373	5,445	708,968
合 計	均等割のみ	834	2,236	868	2,457	900	2,700	836	2,508	929	2,787
	所得割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	9,568	990,245	9,730	1,249,793	9,757	1,211,855	9,777	1,169,238	9,496	1,065,358
	計	10,402	992,481	10,598	1,252,250	10,657	1,214,555	10,613	1,171,746	10,425	1,068,145
特別徴収義務者(給与分)		2,663		2,664		2,713		2,696		2,650	

資料：課税状況等調書第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	18			19			20			21			22		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	843,111	85.0	3.5	1,066,974	85.2	26.6	1,024,477	84.3	△ 4.0	995,414	84.9	△ 2.8	902,036	84.4	△ 9.4
営 業 等 所 得 者	48,944	4.9	1.9	47,069	3.8	△ 3.8	49,154	4.0	4.4	44,196	3.8	△ 10.1	36,153	3.4	△ 18.2
農 業 所 得 者	291	0.0	16.4	393	0.0	35.1	621	0.1	58.0	770	0.1	24.0	707	0.1	△ 8.2
そ の 他 の 所 得 者	100,135	10.1	55.8	137,814	11.0	37.6	140,303	11.6	1.8	131,366	11.2	△ 6.4	129,249	12.1	△ 1.6
計	992,481	100	7.1	1,252,250	100	26.2	1,214,555	100	△ 3.0	1,171,746	100	△ 3.5	1,068,145	100	△ 8.8

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度 所得者区分	18			19			20			21			22		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給 与 所 得 者	8,273	79.5	1.7	8,397	79.2	1.5	8,362	78.5	△ 0.4	8,314	78.3	△ 0.6	8,063	77.4	△ 3.0
営 業 等 所 得 者	402	3.9	6.1	390	3.7	△ 3.0	404	3.8	3.6	369	3.5	△ 8.7	342	3.3	△ 7.3
農 業 所 得 者	23	0.2	4.5	20	0.2	△ 13.0	22	0.2	10.0	24	0.2	9.1	25	0.2	4.2
そ の 他 の 所 得 者	1,704	16.4	37.2	1,791	16.9	5.1	1,869	17.5	4.4	1,906	18.0	2.0	1,995	19.1	4.7
計	10,402	100	6.3	10,598	100	1.9	10,657	100	0.6	10,613	100	△ 0.4	10,425	100	△ 1.8

資料：課税状況等調査第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	18			19			20			21			22		
	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比
給 与 所 得 者	26,324,873	83.9	△ 1.3	26,699,067	83.9	1.4	26,411,288	83.7	△ 1.1	25,866,129	83.8	△ 2.1	24,055,534	83.3	△ 7.0
営 業 等 所 得 者	1,187,966	3.8	1.8	1,184,414	3.7	△ 0.3	1,210,015	3.8	2.2	1,115,554	3.6	△ 7.8	931,196	3.2	△ 16.5
農 業 所 得 者	18,947	0.1	△ 19.0	18,073	0.1	△ 4.6	22,641	0.1	25.3	32,754	0.1	44.7	22,649	0.1	△ 30.9
そ の 他 の 所 得 者	3,316,484	10.6	33.2	3,452,489	10.8	4.1	3,592,978	11.4	4.1	3,673,896	11.9	2.3	3,682,794	12.8	0.2
分 離 課 税 者	504,628	1.6	40.9	492,041	1.5	△ 2.5	324,322	1.0	△ 34.1	172,749	0.6	△ 46.7	177,328	0.6	2.7
計	31,352,898	100	2.1	31,846,084	100	1.6	31,561,244	100	△ 0.9	30,861,082	100	△ 2.2	28,869,501	100	△ 6.5

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・％)

年 度 区 分	18		19		20		21		22	
	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比
雑 損 控 除	1,903	皆増	4,740	149.1	537	△ 88.7	0	皆減	320	皆増
医 療 費 控 除	214,073	13.2	246,220	15.0	293,211	19.1	314,390	7.2	274,564	△ 12.7
社 会 保 険 料 控 除	4,455,254	3.0	4,629,674	3.9	4,644,104	0.3	4,645,934	0.0	4,452,436	△ 4.2
小規模企業共済掛金控除	47,321	10.3	45,447	△ 4.0	47,695	4.9	41,714	△ 12.5	39,323	△ 5.7
生 命 保 険 料 控 除	274,407	2.6	278,288	1.4	275,842	△ 0.9	274,495	△ 0.5	268,902	△ 2.0
地 震 保 険 料 控 除	16,643	6.3	16,622	△ 0.1	20,609	24.0	22,177	7.6	22,323	0.7
寄 附 金 控 除	1,000	14,285.7	100	△ 90.0	150	50.0				
障 害 者 控 除 (普通・特別の計)	79,240	24.0	83,860	5.8	86,200	2.8	94,060	9.1	92,240	△ 1.9
寡 婦 控 除 (一般・特別の計)	34,800	30.1	34,840	0.1	38,960	11.8	36,700	△ 5.8	38,340	4.5
寡 夫 控 除	3,380	18.2	3,120	△ 7.7	4,940	58.3	4,160	△ 15.8	4,160	0.0
勤 労 学 生 控 除	780	皆増	780	0.0	260	△ 66.7	780	200.0	260	△ 66.7
配 偶 者 控 除 (一般・老人の計)	1,136,010	8.1	1,123,270	△ 1.1	1,121,270	△ 0.2	1,096,230	△ 2.2	1,086,530	△ 0.9
配 偶 者 特 別 控 除	36,960	7.9	53,460	44.6	55,550	3.9	64,670	16.4	58,450	△ 9.6
扶 養 控 除 (一般・特定・老人・同老の計)	1,596,110	△ 0.7	1,572,350	△ 1.5	1,557,920	△ 0.9	1,526,430	△ 2.0	1,483,990	△ 2.8
同居特別障害加算分	20,240	8.6	17,940	△ 11.4	18,630	3.8	19,320	3.7	19,320	0.0
基 礎 控 除	3,157,440	6.0	3,210,900	1.7	3,219,810	0.3	3,226,410	0.2	3,133,680	△ 2.9
合 計	11,075,561	0.8	11,321,611	2.2	11,385,688	0.6	11,367,470	△ 0.2	10,974,838	△ 3.5

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

資料：課税状況等調書第58表

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

7. 平成22年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	562	1,686	0	0	7,501	22,503	877,847	8,063	902,036
営 業 等 所 得 者	67	201	0	0	275	825	35,127	342	36,153
農 業 所 得 者	13	39	0	0	12	36	632	25	707
そ の 他 の 所 得 者	287	861	0	0	1,708	5,124	123,264	1,995	129,249
合 計	929	2,787	0	0	9,496	28,488	1,036,870	10,425	1,068,145

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

年 度 区 分	18	19	20	21	22
人 口 1 人 当 り	45,952	57,742	56,454	54,744	50,201
一 世 帯 当 り	113,791	141,035	136,130	130,862	119,532
納 税 義 務 者 1 人 当 り	95,413	118,159	113,968	110,406	102,459
普 通 徴 収 1 人 当 り	62,386	78,233	77,265	77,164	72,123
特 別 徴 収 1 人 当 り	123,287	153,766	146,371	140,686	130,205

※ 平成22年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

平成22年7月1日現在：(人口 21,277人 世帯数 8,936世帯)

9. 平成22年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

課税標準額の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	285	13,507	24	1,335	4	292	71	4,108	15	95,836	399	115,078
10万円を超え 100万円以下	2,062	1,220,687	117	53,636	4	1,178	896	480,170	9	45,630	3,088	1,801,301
100万円を超え 200万円以下	2,465	3,589,588	69	98,818	2	2,484	443	618,803	8	62,660	2,987	4,372,353
200万円を超え 300万円以下	1,187	2,880,779	28	70,099	1	2,704	152	374,014	3	14,602	1,371	3,342,198
300万円を超え 400万円以下	648	2,238,658	14	49,929	0	0	67	230,044	6	57,495	735	2,576,126
400万円を超え 550万円以下	475	2,207,232	5	23,489	1	4,291	29	133,266	2	10,280	512	2,378,558
550万円を超え 700万円以下	205	1,255,757	3	18,917	0	0	9	56,055	5	45,165	222	1,375,894
700万円を超え 1,000万円以下	95	771,781	6	48,705	0	0	4	30,302	1	13,747	106	864,535
1,000万円を 超える金額	61	998,414	9	241,475	0	0	5	57,228	1	30,307	76	1,327,424
合 計	7,483	15,176,403	275	606,403	12	10,949	1,676	1,983,990	50	375,722	9,496	18,153,467

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	17	18	19	20	21
納 税 義 務 者	421	445	467	467	467
均 等 割 額	42,619	40,493	39,572	37,493	41,149
法 人 税 割 額	84,139	88,122	74,070	79,271	54,236
合 計	126,758	128,615	113,642	116,764	95,385
対 前 年 増 加 額	69.6	1.5	△ 11.6	2.7	△ 18.3

11. 平成21年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	2,043	1,260	3,303
5	5,325	3,463	8,788
6	9,241	8,307	17,548
7	1,747	2,291	4,038
8	3,440	4,832	8,272
9	1,875	1,519	3,394
10	2,317	1,252	3,569
11	8,818	15,810	24,628
12	1,438	4,260	5,698
1	630	787	1,417
2	2,482	10,085	12,567
3	1,793	370	2,163
合 計	41,149	54,236	95,385

12. 法人町民税決算期別法人数

(平成21年度)

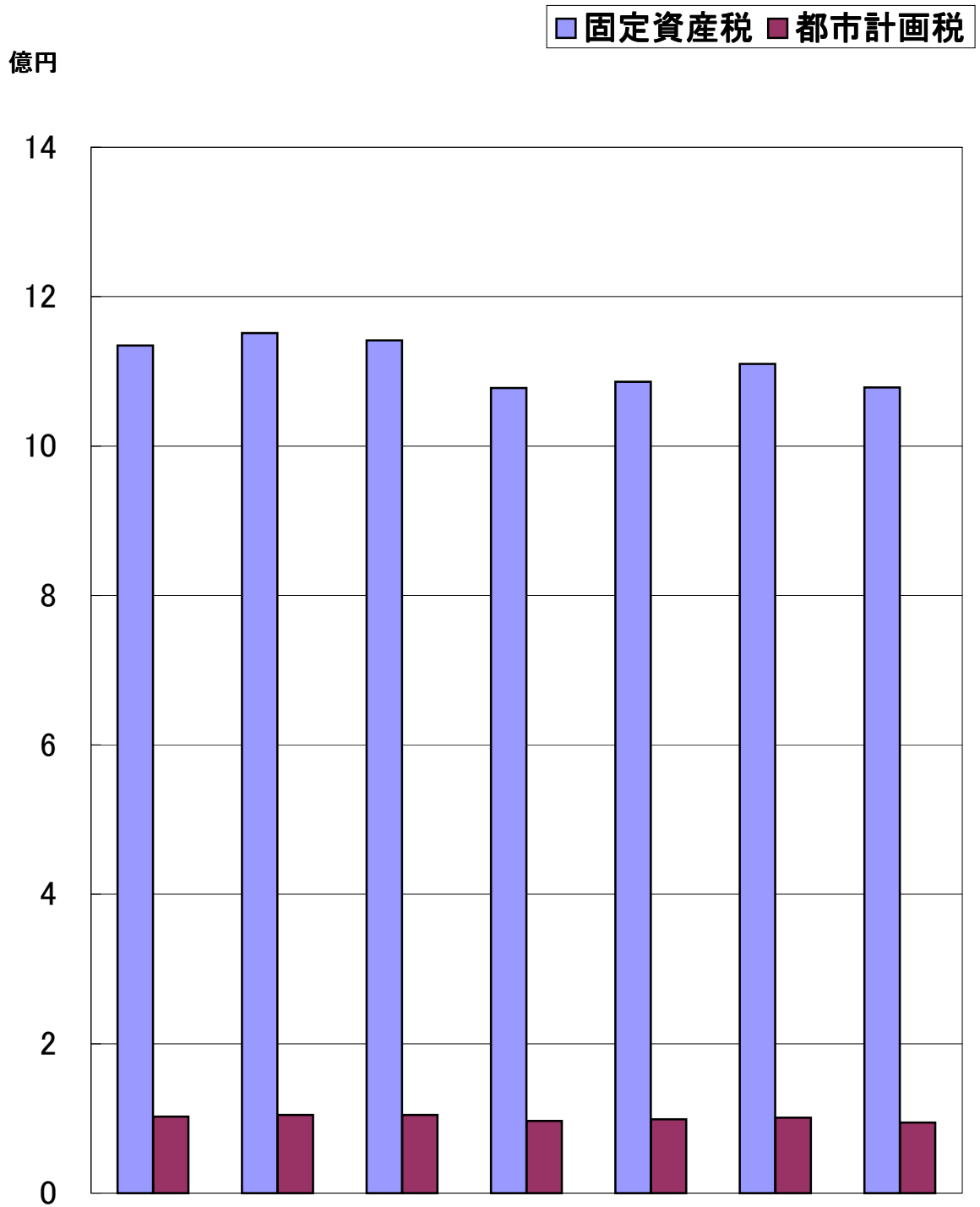
	1 2 か 月 決 算 法 人												合 計
決 算 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
法 人 数	10	27	141	27	32	38	34	38	55	15	13	37	467

13. 法人の設立状況

(平成21年度)

法 人 等 の 区 分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額) が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本 の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人 等を除く。次号から第5号において同じ。) で町内 に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政 令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5 号において「従業者数の合計数」という。)が50人 を超えるもの	3	0	3
資本等の金額が10億円を超え50億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1	0	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者 数の合計数が50人以下であるもの	31	1	32
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	0	0	0
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	17	2	19
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3	0	3
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	45	21	66
資本等の金額が1千万円以下である法人で従 業者数の合計数が50人を超えるもの	1	0	1
前各号に掲げる法人以外の法人	47	295	342
計	148	319	467

(2) 固定資産税・都市計画税



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
固定資産税 決 算 額	1,134,501	1,151,239	1,141,338	1,077,557	1,085,991	1,109,802	1,078,445
都市計画税 決 算 額	102,428	104,616	104,533	96,814	99,023	100,948	94,632

(単位: 千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

- (1) 土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2) 家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3) 償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1) 土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2) 家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物
- (3) 償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1) 土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2) 償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 $1/6$ ・その他の住宅用地 $1/3$ ）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で **100分の1.4** としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、**100分の1.4**（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30万円

イ. 家 屋： 20万円

ウ. 償却資産： 150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。同じ評価額であれば同じ税負担となるのが本来の姿です。

こうした点を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの税負担の調整措置については、これまでの制度を継続し、負担水準の均衡化をより一層促進する措置を講じることとしています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 負担水準が 80%以上の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

イ 負担水準が 80%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率 (1/6 または 1/3) を乗じて得た額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 80%を上回る場合には 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(2) 農地（一般農地および一般市街化区域農地）

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。（一般市街化区域農地に関する特例率 (1/3) も継続します。）

(3) 据置年度の価格の修正

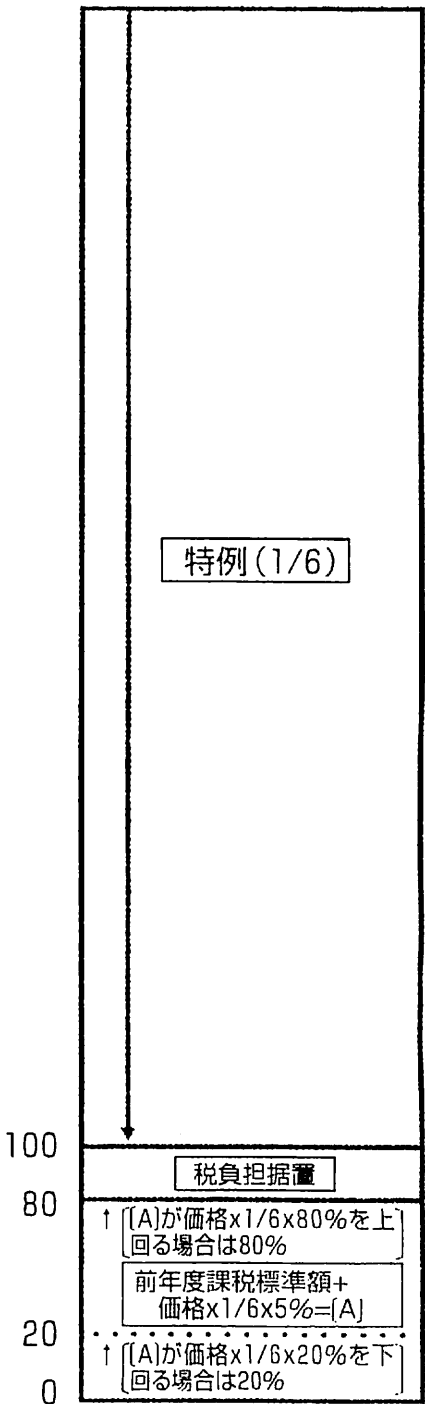
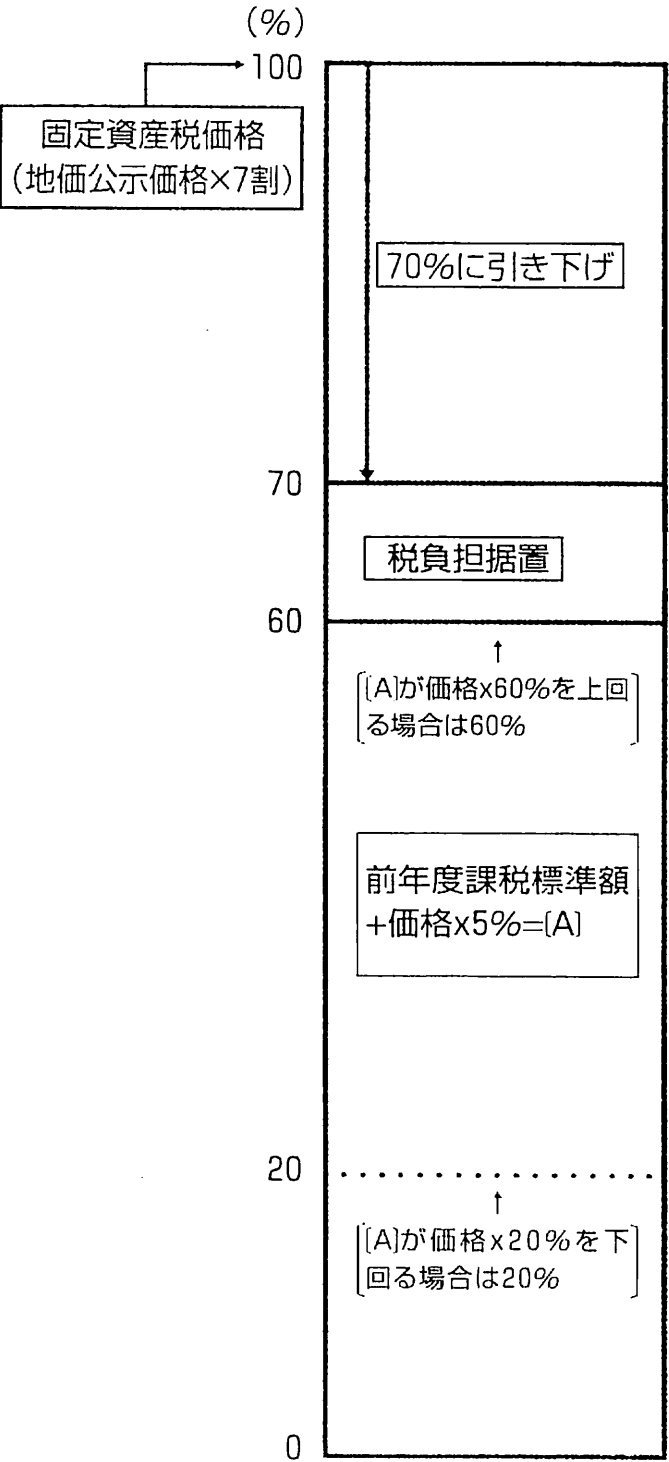
土地の価格は原則として、基準年度の価格を 3 年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成 22 年度および平成 23 年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない宅地等について、簡易な方法によって価格の修正を行いました。

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

商業地等の宅地

小規模住宅用地



3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

年 度 区 分	18		19		20		21		22	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固 定 資 産 税	8,553	102	8,692	102	8,730	100	8,749	100	8,793	101
都 市 計 画 税	6,413	103	6,554	102	6,588	101	6,605	100	6,660	101

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

年 度 区 分	18		19		20		21		22	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土 地 (筆)	25,446	101	25,492	100	25,493	100	25,427	100	25,332	100
家 屋 (棟)	7,577	103	7,698	102	7,713	100	7,757	101	7,778	100

資料：平成22年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位：千円・%)

年 度 区 分		17				18				19			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年
固定資産税	土 地	352,016	342,490	95.7	96.0	335,553	326,805	95.3	95.4	327,393	318,136	97.6	97.3
	家 屋	480,405	467,405	106.9	107.3	437,017	425,624	91.0	91.1	456,542	443,633	104.5	104.2
	小 計	832,421	809,895	101.6	101.9	772,570	752,429	92.8	92.9	783,935	761,769	101.5	101.2
	償却資産	310,858	310,858	100.9	100.9	305,686	305,686	98.3	98.3	305,923	305,923	100.1	100.1
	合 計	1,143,279	1,120,753	101.4	101.6	1,078,256	1,058,115	94.3	94.4	1,089,858	1,067,692	101.1	100.9
都市計画税	土 地	52,477	51,442	94.0	94.2	49,763	48,834	94.8	94.9	48,782	47,790	98.0	97.9
	家 屋	52,898	51,856	112.7	113.0	48,081	47,182	90.9	91.0	51,099	50,060	106.3	106.1
	合 計	105,375	103,298	102.0	102.2	97,844	96,016	92.9	93.0	99,881	97,850	102.1	101.9

年 度 区 分		20				21				22			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年
固定資産税	土 地	323,757	314,527	98.9	98.9	300,928	293,113	92.9	93.2	289,004		96.0	
	家 屋	472,113	458,655	103.4	103.4	465,217	453,136	98.5	98.8	483,658		104.0	
	小 計	795,870	773,182	101.5	101.5	766,145	746,249	96.3	96.5	772,662		100.9	
	償却資産	307,972	307,972	100.7	100.7	313,997	313,997	102.0	102.0	329,567		105.0	
	合 計	1,103,842	1,081,154	101.3	101.3	1,080,142	1,060,246	97.9	98.1	1,102,229		102.0	
都市計画税	土 地	48,519	47,522	99.5	99.4	44,598	43,776	91.9	92.1	43,564		97.7	
	家 屋	52,373	51,296	102.5	102.5	50,615	49,683	96.6	96.9	51,367		101.5	
	合 計	100,892	98,818	101.0	101.0	95,213	93,459	94.4	94.6	94,931		99.7	

資料：決算統計（平成17年度～平成21年度）、当初賦課実績（平成22年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

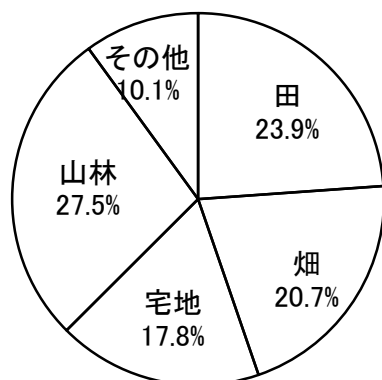
区 分 個 人 法人の別	総 数 (人)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (人)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (人)
個 人	7,955	1,642	6,313
法 人	322	107	215
計	8,277	1,749	6,528

資料：平成22年度概要調書第1表

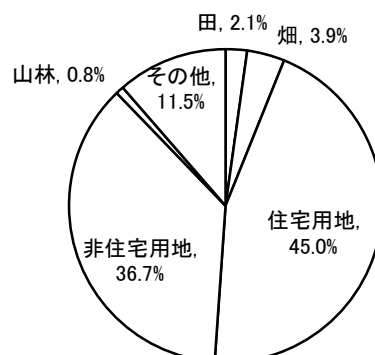
■ 価格等に関する調

区 分 地 目		地 積			
		非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)
田	一 般 田	125,639	3,370,517	284,492	3,086,025
	市街化区域田	12,719	77,035	19	77,016
畑	一 般 畑	123,333	2,440,922	271,821	2,169,101
	市街化区域畑	59,775	541,043	6,267	534,776
宅地	小規模住宅用地		1,316,908	26,573	1,290,335
	一般住宅用地		676,140	960	675,180
	商業地等		572,824	148	572,676
	計	189,031	2,565,872	27,681	2,538,191
塩 田					
鉱 泉 地					
池 沼		20,978			
山林	一 般 山 林	245,911	3,557,595	506,180	3,051,415
	介 在 山 林	30,377	409,265	38,852	370,413
牧 場					
原 野		55,803	471,894	129,525	342,369
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄 軌 道 用 地	69	324,547	3	324,544
	その他の雑種地	93,691	653,502	79,592	573,910
	計	93,760	978,049	79,595	898,454
そ の 他		3,650,481			
合 計		4,607,807	14,412,192	1,344,432	13,067,760

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



決 定 価 格				筆 数				単位当り価格	
総 額 (千 円) (オ)	法定免税点 未満のもの (千 円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ) - (カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千 円) (ク)	非 課 税 筆 数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ) - (サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ) / (イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
352,541	29,645	322,896	322,896	463	4,097	459	3,638	105	113
565,619	315	565,304	129,617	56	131	1	130	7,342	31,536
147,105	16,342	130,763	130,763	287	2,824	388	2,436	60	61
4,960,259	40,878	4,919,381	683,570	265	641	17	624	9,168	40,100
37,863,615	285,718	37,577,897	6,194,213		7,385	285	7,100	28,752	64,260
9,807,078	9,470	9,797,608	3,241,956		3,762	33	3,729	14,505	64,096
11,107,363	1,680	11,105,683	7,693,492		1,349	13	1,336	19,391	70,506
58,778,056	296,868	58,481,188	17,129,661	371	12,496	331	12,165	22,908	70,506
				16					
172,792	24,177	148,615	148,615	322	2,917	683	2,234	49	51
19,576	1,835	17,741	17,741	116	524	70	454	48	51
21,235	5,829	15,406	15,406	217	1,756	467	1,289	45	45
930,148	8	930,140	651,099	1	1,237	1	1,236	2,866	3,205
2,561,204	39,913	2,521,291	1,758,624	485	1,741	615	1,126	3,919	62,838
3,491,352	39,921	3,451,431	2,409,723	486	2,978	616	2,362	3,570	62,838
				6,161					
68,508,535	455,810	68,052,725	20,987,992	8,760	28,364	3,032	25,332	4,754	

資料：平成22年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

区 分 地区別		地 積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁 華 街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	37,240	2,135,717	1,031,497	57,350	70,506	中央台2丁目
	計	37,240	2,135,717	1,031,497	57,350	70,506	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,380,923	44,775,420	11,002,152	32,424	56,873	中央台1丁目
	計	1,380,923	44,775,420	11,002,152	32,424	56,873	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計						
村落地区	集 団 地 区						
	村 落 地 区	1,111,799	11,545,971	5,080,132	10,385	45,264	中川 堤下広町
	計	1,111,799	11,545,971	5,080,132	10,385	45,264	
観 光 地 区							
農業用施設の用に供する宅地		8,229	24,080	15,880	2,926	6,103	柏木 谷津下
生産緑地地区内の宅地							
合 計		2,538,191	58,481,188	17,129,661	23,040		

資料：平成22年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		7,051	185	6,866		
棟 数 (棟)	木 造	6,369	268	6,101	木造家屋	25,421
	非 木 造	1,687	10	1,677	非木造家屋	43,702
	計	8,056	278	7,778	単位当り価格 提示平均価額	
床 面 積 (㎡)	木 造	646,089	10,328	635,761	木造家屋	100%
	非 木 造	428,981	247	428,734	非木造家屋	100%
	計	1,075,070	10,575	1,064,495		
決 定 価 格 (千円)	木 造	16,403,115	14,665	16,388,450	実際免税点の額 200,000円	
	非 木 造	18,753,367	902	18,752,465		
	計	35,156,482	15,567	35,140,915		
単位当り価格 (円)	木 造	25,388	1,420	25,778		
	非 木 造	43,716	3,652	43,739		
	計	32,702	1,472	33,012		

資料：平成22年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

年度	増 減 項 目	新 増 築			減 少		
		木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
18	棟数（棟）	165	31	196	63	6	69
	面積（㎡）	18,135	4,245	22,380	4,131	325	4,456
	㎡当り単価（円）	62,958	73,763	65,008	10,188	12,049	10,324
	決定価格（千円）	1,141,751	313,125	1,454,876	42,087	3,916	46,003
19	棟数（棟）	108	113	221	39	8	47
	面積（㎡）	12,166	10,574	22,740	2,691	1,013	3,704
	㎡当り単価（円）	63,624	87,521	74,736	9,918	29,544	15,285
	決定価格（千円）	774,051	925,450	1,699,501	26,689	29,928	56,617
20	棟数（棟）	68	33	101	38	10	48
	面積（㎡）	8,788	2,647	11,435	3,104	1,408	4,512
	㎡当り単価（円）	62,229	77,802	65,834	11,704	27,436	16,613
	決定価格（千円）	546,871	205,942	752,813	36,328	38,630	74,958
21	棟数（棟）	58	83	141	38	5	43
	面積（㎡）	6,932	10,477	17,409	2,721	446	3,167
	㎡当り単価（円）	66,310	88,562	79,702	12,800	28,850	15,060
	決定価格（千円）	459,662	927,864	1,387,526	34,828	12,867	47,695
22	棟数（棟）	48	5	53	41	2	43
	面積（㎡）	6,061	543	6,604	2,650	104	2,754
	㎡当り単価（円）	66,305	74,777	67,002	12,397	12,827	12,414
	決定価格（千円）	401,877	40,604	442,481	32,853	1,334	34,187

資料：平成22年度概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

区 分 価 格 等			地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
土 地	宅 地 等	宅 地	1,430	47,144,890	19,879,562
		そ の 他	583	1,558,352	1,089,980
		小 計	2,013	48,703,242	20,969,542
	農 地		612	5,484,686	888,564
	計		2,625	54,187,928	21,858,106
家 屋	木 造 家 屋		457,940	12,771,373	12,771,373
	非 木 造 家 屋		279,439	13,013,277	13,008,674
	計		737,379	25,784,650	25,780,047
合 計				79,972,578	47,638,153

資料：平成22年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	1, 727, 273	1, 659, 246	52, 938	1, 606, 308
	機 械 及 び 装 置	1, 386, 602	1, 377, 079	15, 462	1, 361, 617
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	13, 503	13, 503		13, 503
	工具、器具及び備品	625, 473	624, 940	547	624, 393
	調 整 額				
	小 計	3, 752, 851	3, 674, 768	68, 947	3, 605, 821
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	20, 366, 740	18, 965, 445		
	都道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1, 180, 248	1, 180, 248		
	小 計	21, 546, 988	20, 145, 693		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		25, 299, 839	23, 820, 461		
内 訳	町 分 の 額		23, 820, 461		
	県 分 の 額				

資料：平成22年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価 格	算定基準額	金 額	団体数
交 付 金	1,694,366	391,773	5,485	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

（単位：千円）

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			204,265	2,860	2,860
		1/3適用					
		2/5適用			187,508	2,625	2,625
	住宅以外のもの						
計			0	0	391,773	5,485	5,485

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成22年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	17	18	19	20	21	22
中央台1丁目14-9	72,500	71,900	72,100	76,100	73,100	72,100
東酒々井一丁目1-217	67,200	65,600	66,200	67,200	64,600	63,600
酒々井字馬場95-2	37,100	35,500	34,700			
中川字苗代場328	62,000	60,900	60,400	62,400	60,200	59,200
本佐倉字北押出し263-196	44,400	43,100	41,800	41,600	38,800	36,600
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	31,800	28,800	27,500	24,800	23,100	21,800
下岩橋字作畑262-7	38,300	35,200	34,400	31,600	29,500	28,000
上本佐倉字中宿59-2	38,500	36,400	35,500	34,800	32,400	30,600

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

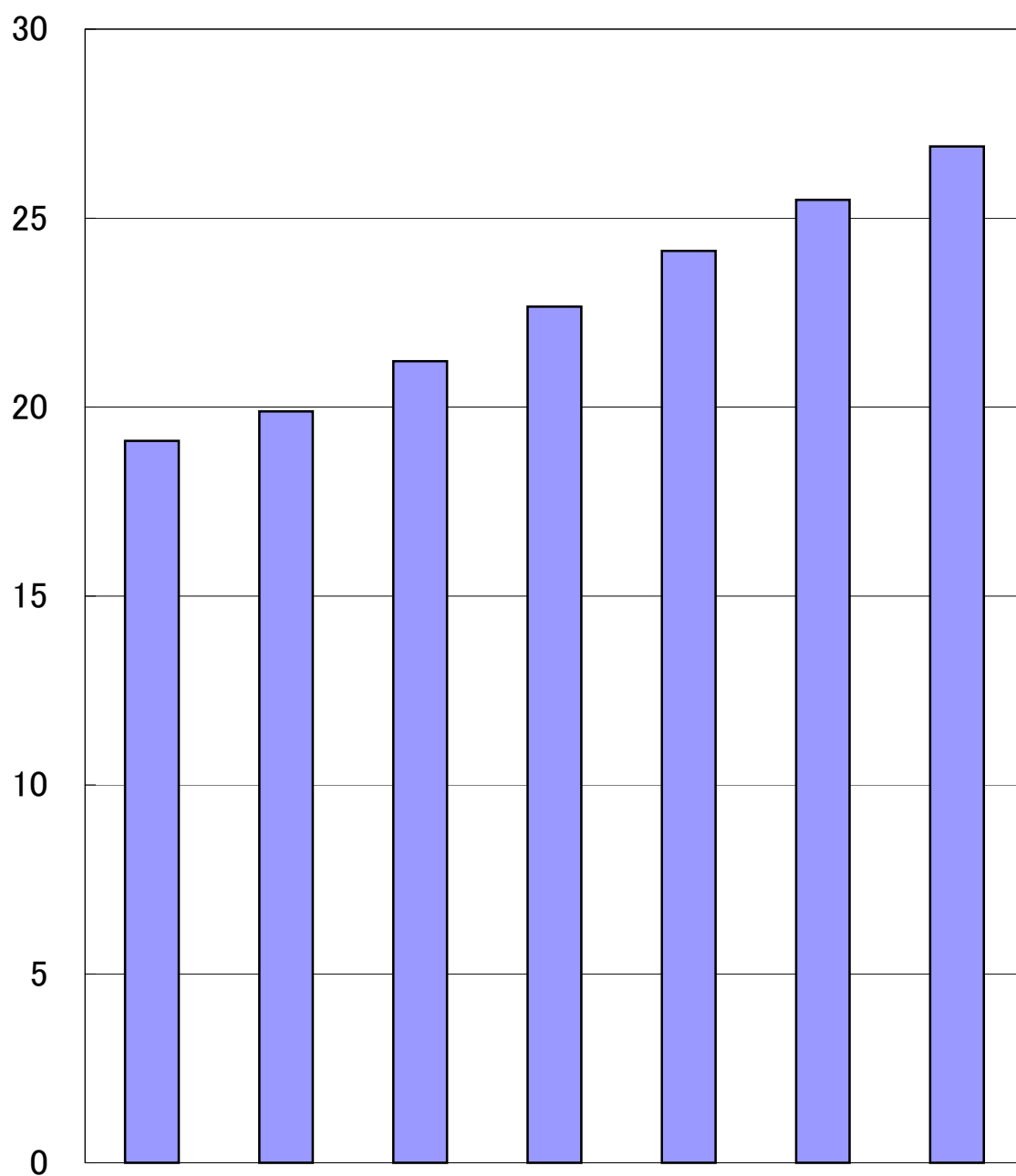
所 在	17	18	19	20	21	22
中央台2丁目14-10	68,300	68,000	68,300	70,000	68,600	67,600
上岩橋字岩崎348-5	54,600	53,000	52,200	52,200	50,600	49,600
東酒々井四丁目4-145	64,500	62,600	62,000	62,000	60,100	59,100
上本佐倉一丁目6-4	41,800	39,800	37,900	36,700	34,200	32,300
尾上字馬場354（調整区域）	11,100	10,500	10,000	9,700	9,200	8,800

■ 固定資産税基準地等評価額（平成22年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
下台字熊野（町道02-009号線付近）	20,300
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	26,700
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	21,700
本佐倉北押出し（成城台団地）	26,600
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	16,100
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	15,900
尾上字柳作（国道296号線付近）	14,000
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	6,500
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	43,100
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	35,500
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	13,300
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	28,700
伊篠字大日（国道51号線付近）	20,700
伊篠新田字井戸台（町道2B-010号線付近）	7,500
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	27,000
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	55,900
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	40,200
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	42,200
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	61,600
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	48,900
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	46,200
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	36,000

(3) 軽自動車税

百万円



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決 算 額	19,104	19,886	21,213	22,656	24,128	25,485	26,897

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者
(所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。)

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

	区 分	年税額
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	1, 0 0 0 円
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1, 2 0 0 円
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1, 6 0 0 円
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2, 5 0 0 円
小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	ア、二輪のもの（側車付のものを含む。）	2, 4 0 0 円
	イ、三輪のもの	3, 1 0 0 円
	ウ、四輪以上のもの	
	乗用のもの 営業用	5, 5 0 0 円
	乗用のもの 自家用	7, 2 0 0 円
	貨物のもの 営業用	3, 0 0 0 円
	貨物のもの 自家用	4, 0 0 0 円
	エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）	1, 6 0 0 円
	小型特殊 1,000cc以下	2, 4 0 0 円
	その他のもの	4, 7 0 0 円
	二輪の小型自動車	4, 0 0 0 円

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月14日～5月31日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調(定期分)

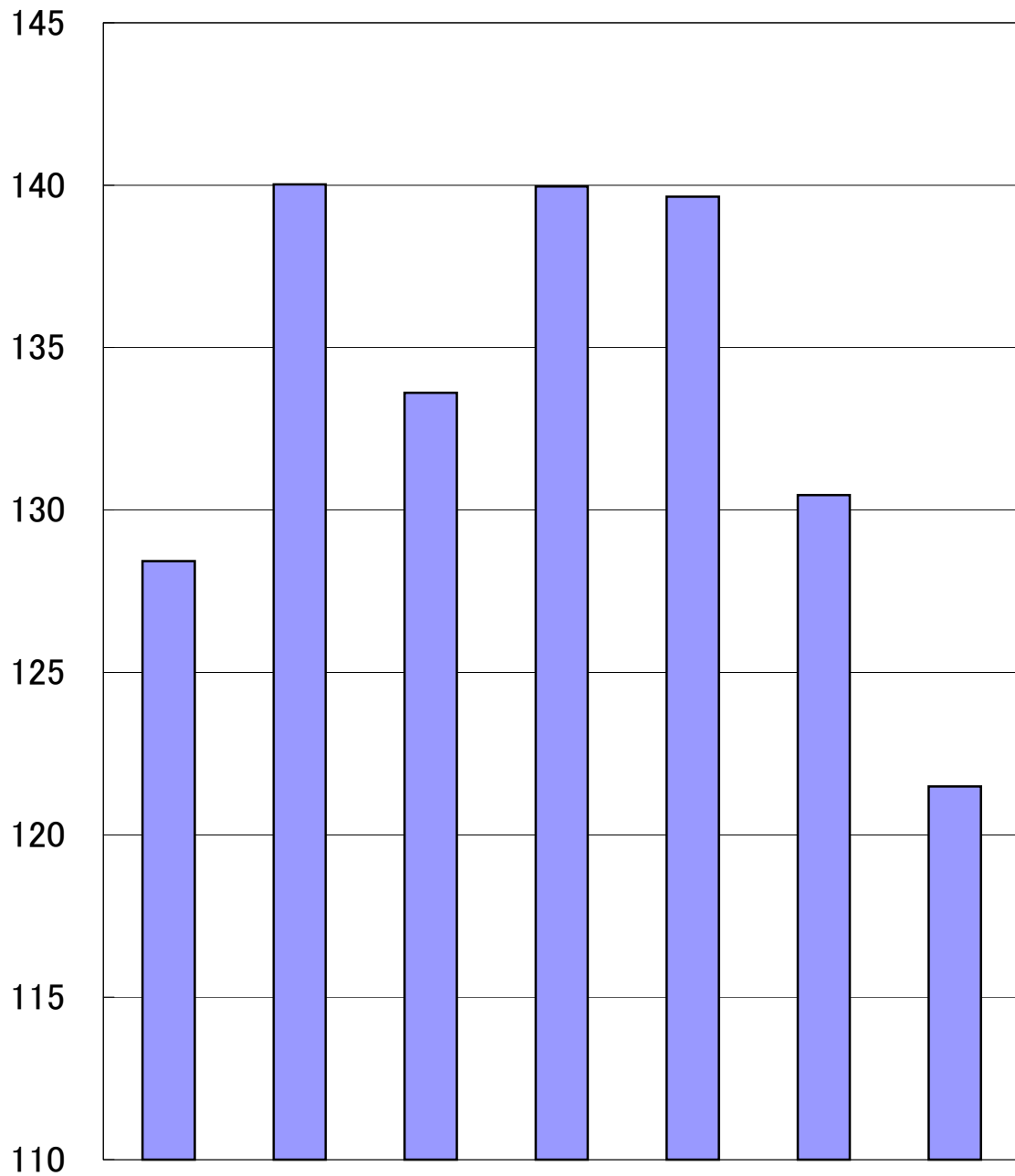
年 度 車 種		17					18				
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額
		保有官公 台 数 署 分	課税免 除台数	課 税 台 数 (d)		(千円)	保有官公 台 数 署 分	課税免 除台数	課 税 台 数 (d)		(千円)
原動機付自転車	5 0 cc 以下	1,277	0	0	1,277	1,277	1,275	0	0	1,275	1,275
	ミ ニ カ ー	0	0	0	0	0	7	0	0	7	18
	9 0 cc 以下	61	0	0	61	73	57	0	0	57	68
	1 2 5 cc 以下	46	0	0	46	73	49	0	0	49	78
	小 計	1,384	0	0	1,384	1,423	1,388	0	0	1,388	1,439
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車	193	0	0	193	463	212	0	0	212	509
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪乗用	営業用	1	0	1	5	2	0	0	2	11
		自家用	2,123	3	2,120	15,264	2,321	3	0	2,318	16,690
	四輪貨物	営業用	40	0	40	120	44	0	0	44	132
		自家用	880	4	876	3,504	892	4	0	888	3,552
	農 耕 用	201	0	0	201	322	194	0	0	194	310
	小型特殊1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特殊作業用	14	3	0	11	45	17	3	0	14	52
	小 計	3,452	10	0	3,442	19,723	3,682	10	0	3,672	21,256
二輪の小型自動車		213	0	0	213	852	211	0	0	211	844
合 計		5,049	10	0	5,039	21,998	5,281	10	0	5,271	23,539
対前年比	税額 (%)	104.1%					107.0%				
	台数(d) (%)	107.3%					104.6%				

19					20					21				
(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)
1,290	0	0	1,290	1,290	1,246	0	0	1,246	1,246	1,239	0	0	1,239	1,239
8	0	0	8	20	7	0	0	7	18	10	0	0	10	25
54	0	0	54	65	53	0	0	53	64	52	0	0	52	63
48	0	0	48	77	57	0	0	57	91	69	0	0	69	110
1,400	0	0	1,400	1,452	1,363	0	0	1,363	1,419	1,370	0	0	1,370	1,437
227	0	0	227	545	238	0	0	238	571	237	0	0	237	569
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	3	16	4	0	0	4	22	5	0	0	5	28
2,500	1	0	2,499	17,993	2,717	1	0	2,716	19,555	2,928	1	0	2,927	21,074
43	0	0	43	129	48	0	0	48	144	46	0	0	46	138
914	3	0	911	3,644	911	3	0	908	3,632	926	3	0	923	3,692
186	0	0	186	298	184	0	0	184	294	181	0	0	181	289
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	3	0	15	54	21	3	0	18	61	25	3	0	22	73
3,891	7	0	3,884	22,679	4,123	7	0	4,116	24,279	4,348	7	0	4,341	25,863
214	0	0	214	856	215	0	0	215	860	237	0	0	237	948
5,505	7	0	5,498	24,987	5,701	7	0	5,694	26,558	5,955	7	0	5,948	28,248
106.2%					106.3%					106.4%				
104.3%					103.6%					104.5%				

各年4月1日現在

(4)町たばこ税

百万円



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決 算 額	128,426	140,024	133,610	139,959	139,643	130,461	121,494

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業（株）や卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率

- | | | |
|------------------|--------------------|------------------------------|
| (1) 紙巻たばこ等 | 1,000 本につき 3,298 円 | (平成 18 年 6 月 30 日以前 2,977 円) |
| | | (平成 22 年 10 月 1 日以降 4,618 円) |
| (2) 旧 3 級品の紙巻たばこ | 1,000 本につき 1,564 円 | (平成 18 年 6 月 30 日以前 1,412 円) |
| | | (平成 22 年 10 月 1 日以降 2,190 円) |
- (エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの 6 銘柄)

5. 納 税

日本たばこ産業（株）や卸売販売業者等は、毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納税します。

2. 町たばこ税の推移

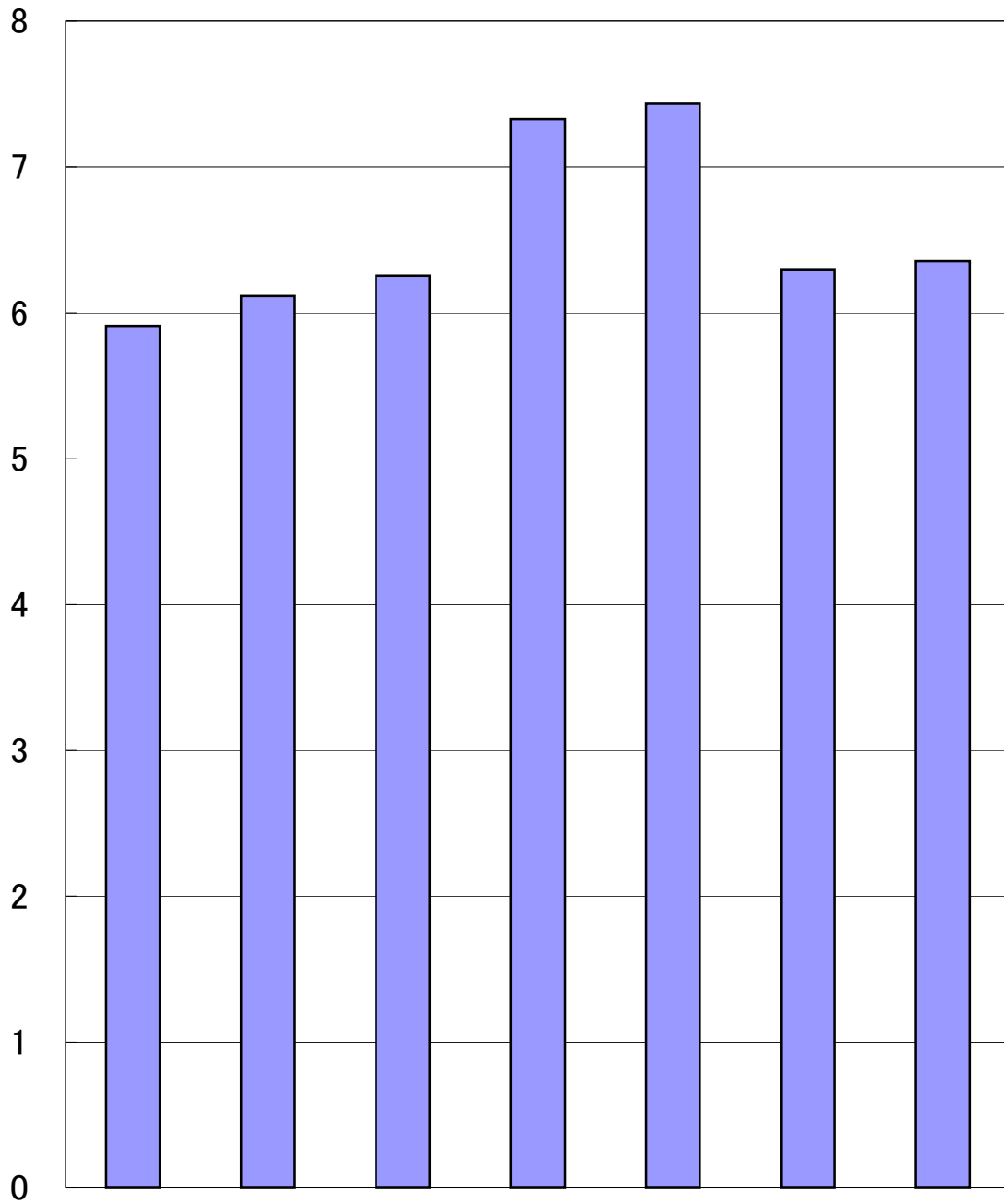
年 度 項 目	16	17	18	19	20	21
売渡本数 (千 本)	261 47,040	251 44,881	338 43,859	386 42,348	364 39,616	369 36,953
税 率	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000
税 額 (千 円)	368 140,040	353 133,611	528 139,167	604 139,664	570 130,656	577 121,872
合計税額(千円)	140,408	133,964	139,695	140,268	131,226	122,449
返還控除税額(千円)	384	354	634	626	765	955
差引調定額(千円)	140,024	133,610	139,061	140,540	130,461	121,494

※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

※ 平成18年度の差引調定額は、手持品課税（898千円）を含む。

(5) 国民健康保険税

億円



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決 算 額	591,040	611,496	625,465	732,771	743,282	629,212	635,384

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます。)

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額(医療分)、後期高齢者医療支援金課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者(年齢が40歳から65歳未満の方)のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額(注)	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000 円	6,400 円	13,000 円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200 円		
課税限度額			470,000 円	120,000 円	90,000 円

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期限等

① 普通徴収

期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
納期限	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日

② 特別徴収(年金引き落とし)

時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
----	----	----	----	-----	-----	----

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

年 度			18	19
区 分				
町 の 世 帯 数 （ 世 帯 ） A			8,686	8,822
町 の 人 口 （ 人 ） B			21,587	21,630
国 保 加 入 世 帯 数 （ 世 帯 ） C			3,949	4,025
C の 被 保 険 者 数 （ 人 ） D			7,562	7,590
加 入 割 合 （ % ） C / A			45.46	45.62
加 入 割 合 （ % ） D / B			35.03	35.09
課 税 内 訳	所 得 割 総 額（千円）	基 礎	391,397	407,344
		支 援 金	—	—
		介 護	27,984	27,552
	資 産 割 総 額（千円）	基 礎	44,784	46,633
	被 保 険 者 均 等 割 総 額（千円）	基 礎	195,281	194,534
		支 援 金	—	—
		介 護	29,742	28,504
	世 帯 別 平 等 割 総 額（千円）	基 礎	105,294	106,011
	計（千円）	基 礎	736,756	754,522
		支 援 金	—	—
		介 護	57,726	56,056
税 率	所 得 割	基 礎	8.3/100	8.3/100
		支 援 金	—	—
		介 護	1.4/100	1.4/100
	資 産 割	基 礎	25.0/100	25.0/100
	被 保 険 者 均 等 割（円）	基 礎	29,400	29,400
		支 援 金	—	—
		介 護	13,000	13,000
	世 帯 別 平 等 割（円）	基 礎	31,200	31,200
課 税 限 度 額（円）	基 礎	530,000	530,000	
	支 援 金	—	—	
	介 護	90,000	90,000	
所 得 割 の 按 分 基 礎			法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）	同 左
資 産 割 の 按 分 基 礎			固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	同 左

(単位：千円・％・世帯・人)

20	21	22
8,892	8,951	8,935
21,513	21,447	21,329
4,039	3,442	3,646
7,597	6,236	6,613
45.42	38.45	40.81
35.31	29.08	31.00
241,325	238,762	239,778
107,186	106,975	115,607
25,443	24,084	24,903
35,011	34,250	38,248
129,396	129,966	153,456
36,006	36,164	42,701
26,987	26,536	30,355
86,109	87,711	111,088
491,841	490,689	542,570
143,192	143,139	158,308
52,430	50,620	55,258
5.6/100	5.6/100	5.6/100
2.7/100	2.7/100	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
23,000	23,000	23,000
6,400	6,400	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
470,000	470,000	470,000
120,000	120,000	120,000
90,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

年度 税目		区分		18				19			
				調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	511, 599	443, 573	86. 7	104. 1	基礎	495, 339	427, 002	86. 2	96. 3
		介護	39, 238	32, 464	82. 7	123. 9	介護	37, 642	30, 375	80. 7	93. 6
	滞	基礎	178, 501	24, 106	13. 5	99. 1	基礎	198, 132	33, 809	17. 1	140. 3
		介護	14, 321	1, 764	12. 3	114. 3	介護	17, 204	2, 782	16. 2	157. 7
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	216, 410	212, 092	98. 0	170. 5	基礎	236, 918	231, 959	97. 9	109. 4
		介護	16, 367	16, 010	97. 8	206. 3	介護	14, 865	14, 506	97. 6	90. 6
	滞	基礎	6, 216	2, 586	41. 6	240. 6	基礎	7, 696	2, 581	33. 5	99. 8
		介護	449	176	39. 2	352. 0	介護	597	264	44. 2	150. 0
小計	現	783, 614		704, 139	89. 9	120. 5	784, 764		703, 842	89. 7	100. 0
	滞	199, 487		28, 632	14. 4	106. 1	223, 629		39, 436	17. 6	137. 7
合計		983, 101		732, 771	74. 5	119. 8	1, 008, 393		743, 278	73. 7	101. 4

4. 平成21年度国民健康保険税の決算状況

税 目		区 分	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
一 般 被 保 険 者 国 民 健 康 保 険 税	現	基礎	379,112,573	444,221,852	390,418,931
		支援金	108,426,143	128,617,571	113,195,399
		介護	30,528,905	38,488,496	31,546,555
	滞	基礎	28,379,508	211,446,845	32,191,865
		支援金	2,319,187	14,743,651	3,025,363
		介護	2,062,369	21,627,423	3,044,691
退 職 被 保 険 者 国 民 健 康 保 険 税	現	基礎	40,924,047	40,146,648	38,415,055
		支援金	12,573,659	12,475,129	11,896,796
		介護	8,645,230	10,105,204	9,640,464
	滞	基礎	2,008,649	8,706,029	1,631,818
		支援金	96,672	576,222	161,296
		介護	192,616	874,063	216,146
小 計	現	580,210,557	674,054,900	595,113,200	
	滞	35,059,001	257,974,233	40,271,179	
合 計			615,269,558	932,029,133	635,384,379

(単位：千円・%)

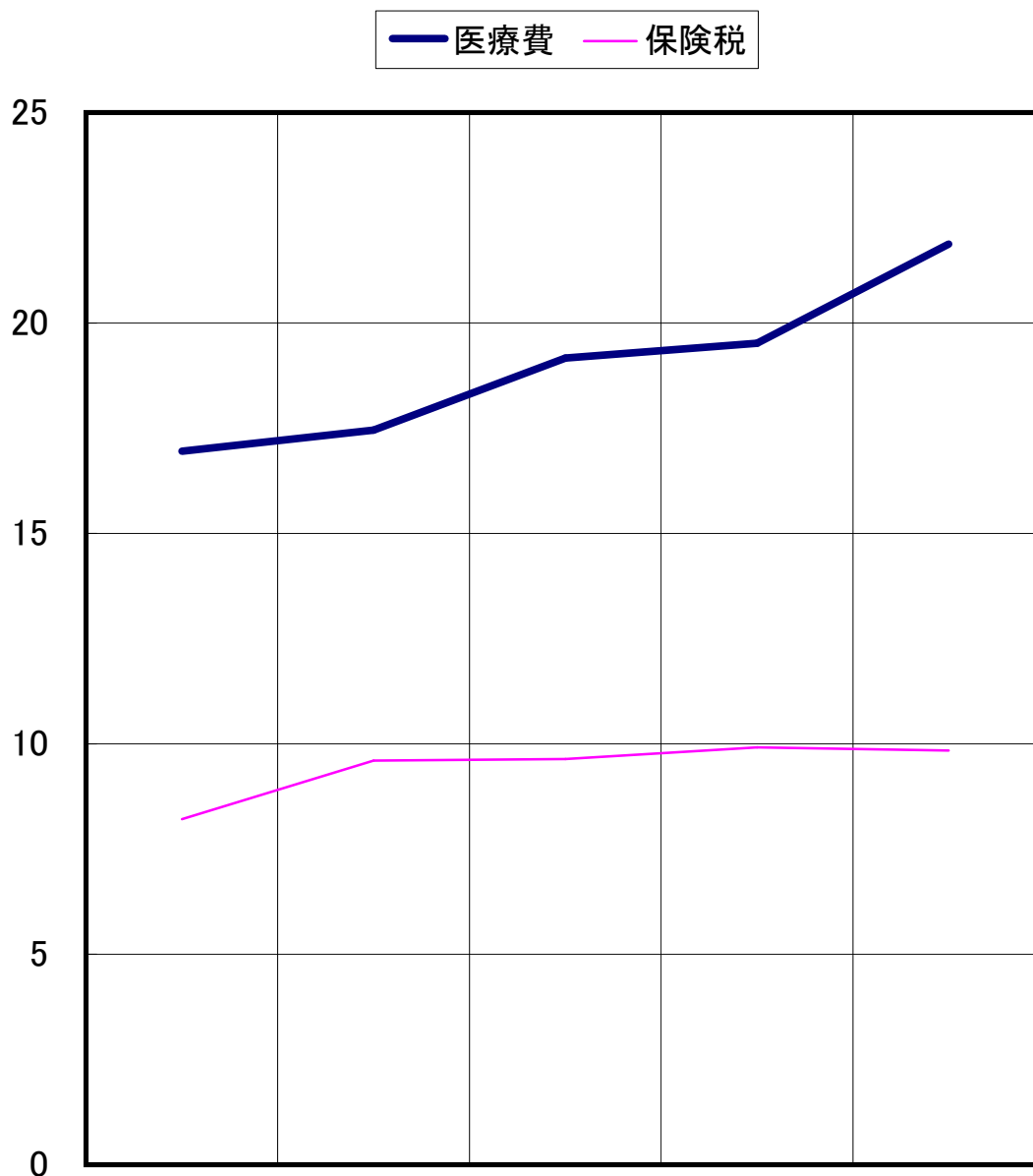
20					21					平成22年度 当初予算額	
調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比		
基礎	439,247	381,865	86.9	89.4	基礎	444,222	390,419	87.9	102.2	基礎	375,326
支援金	125,134	109,628	87.6		支援金	128,618	113,195	88.0	103.3	支援金	108,587
介護	38,540	31,573	81.9	103.9	介護	38,488	31,547	82.0	99.9	介護	30,419
基礎	213,361	35,422	16.6	104.8	基礎	211,447	32,192	15.2	90.9	基礎	30,382
					支援金	14,744	3,025	20.5		支援金	2,886
介護	19,934	3,280	16.5	117.9	介護	21,627	3,045	14.1	92.8	介護	2,276
基礎	43,087	41,312	95.9	17.8	基礎	40,147	38,415	95.7	93.0	基礎	36,345
支援金	13,542	12,966	95.7		支援金	12,475	11,897	95.4	91.8	支援金	11,135
介護	10,777	10,305	95.6	71.0	介護	10,105	9,640	95.4	93.5	介護	6,967
基礎	9,570	2,630	27.5	101.9	基礎	8,706	1,632	18.7	62.1	基礎	1,814
					支援金	576	161	28.0		支援金	192
介護	632	230	36.4	87.1	介護	874	216	24.7	93.9	介護	173
670,327	587,649	87.7	83.5		674,055	595,113	88.3	101.3		568,779	
243,497	41,563	17.1	105.4		257,974	40,271	15.6	96.9		37,723	
913,824	629,212	68.9	84.7		932,029	635,384	68.2	101.0		606,502	

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成20年度収納率	平成19年度収納率
0	53,802,921	87.89	86.94	86.20
0	15,422,172	88.01	87.61	0.00
0	6,941,941	81.96	81.92	80.69
17,175,437	162,079,543	15.22	16.60	17.06
0	11,718,288	20.52		
1,520,234	17,062,498	14.08	16.46	16.17
0	1,731,593	95.69	95.88	97.90
0	578,333	95.36	95.75	0.00
0	464,740	95.40	95.62	97.58
297,510	6,776,701	18.74	27.48	33.53
0	414,926	27.99		
19,490	638,427	24.73	36.41	44.33
0	78,941,700	88.29	87.67	89.68
19,012,671	198,690,383	15.61	17.07	17.63
19,012,671	277,632,083	68.17	68.85	73.71

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移

万円

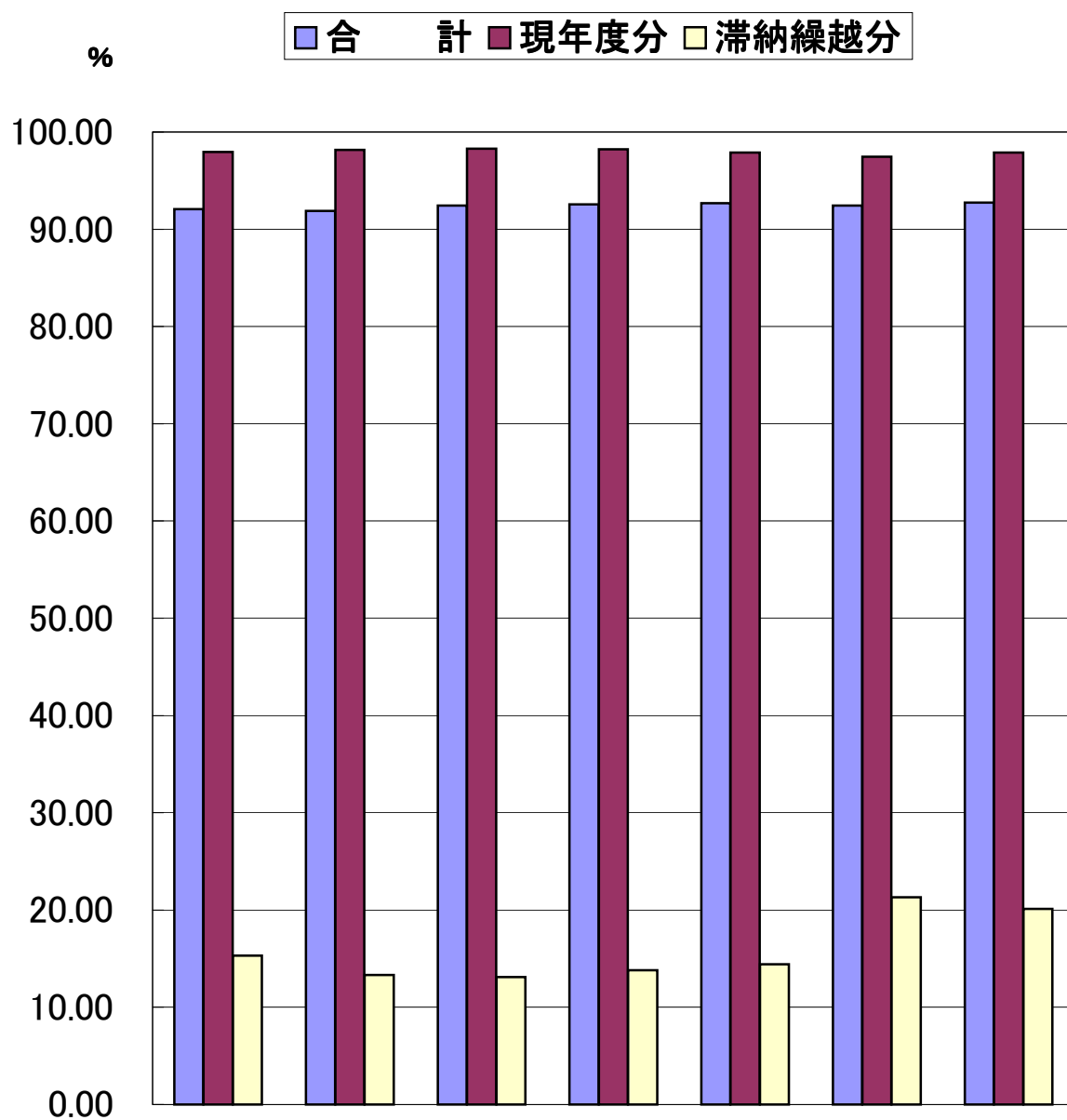


(単位: 円)

年 度 区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
医療費	169,516	174,520	191,647	195,198	218,742
保険税	82,106	96,043	96,396	99,171	98,436
※ 医療費は、一部負担金を除いた値。 保険税は、現年調定額（介護納付金分をのぞく。）を平均被保険者数で除した値。					

Ⅳ 徴 収

（ 一 般 会 計 ）



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成20年度	平成21年度
合 計	92.08	91.90	92.44	92.56	92.68	92.45	92.75
現 年 度 分	97.95	98.17	98.29	98.22	97.88	97.46	97.89
滞 納 繰 越 分	15.31	13.31	13.11	13.80	14.41	21.31	20.11

(単位: %)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対 前 年 比
平成 20 年度	町・県民税 (普通徴収)	5,011	1,041	20.77	103.79
	固定資産税 都市計画税	8,730	3,300	37.80	102.23
	軽自動車税	5,847	694	11.87	102.06
	国民健康 保険税	3,564	1,189	33.36	77.11
	計	23,152	6,224	26.88	96.45
平成 21 年度	町・県民税 (普通徴収)	5,252	1,098	20.91	105.48
	固定資産税 都市計画税	8,749	3,378	38.61	102.36
	軽自動車税	5,948	721	12.12	103.89
	国民健康 保険税	3,093	1,009	32.62	84.86
	計	23,042	6,206	26.93	99.71

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税 収 入 額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対 前 年 比
平成 20 年度	町・県民税 (普通徴収)	621,958,310	168,411,132	27.08	103.89
	固定資産税 都市計画税	1,179,971,000	448,334,700	38.00	129.69
	軽自動車税	24,933,400	2,883,700	11.57	104.64
	国民健康 保険税	551,043,030	238,039,700	43.20	76.39
	計	2,377,905,740	857,669,232	36.07	104.31
平成 21 年度	町・県民税 (普通徴収)	575,561,900	150,507,100	26.15	89.37
	固定資産税 都市計画税	1,153,705,150	344,879,600	29.89	76.92
	軽自動車税	26,234,500	3,107,500	11.85	107.76
	国民健康 保険税	522,912,100	217,999,100	41.69	91.58
	計	2,278,413,650	716,493,300	31.45	83.54

3. 督促状発送状況の推移

1. 町 民 税

(単位：件・%)

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
17	45,964	3,452	7.51
18	48,165	3,757	7.80
19	49,016	4,114	8.39
20	49,379	4,364	8.84
21	53,063	4,728	8.91

2. 固定資産税・都市計画税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
17	33,789	4,005	11.85
18	34,117	3,823	11.21
19	34,667	4,135	11.93
20	34,788	4,089	11.75
21	34,877	4,210	12.07

3. 軽自動車税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
17	4,996	1,153	23.08
18	5,212	1,115	21.39
19	5,451	1,216	22.31
20	5,649	1,280	22.66
21	5,869	1,347	22.95

4. 国民健康保険税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
17	31,284	6,987	22.33
18	31,677	6,803	21.48
19	32,063	6,892	21.50
20	24,390	6,255	25.65
21	26,638	6,621	24.86

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

年 度 税 目		17		18		19		20		21	
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
町 民 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	157	11,987,870	161	10,157,855	118	7,434,542	112	6,139,405	131	6,255,984
個 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	148	11,474,870	155	9,790,355	113	7,204,442	104	5,779,405	122	5,871,313
法 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	9	513,000	6	367,500	5	230,100	8	360,000	9	384,671
固 定 資 産 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	1	832,733	0	0
	滞納繰越分	132	7,742,256	116	7,460,322	126	11,058,544	136	23,445,795	104	7,395,958
軽 自 動 車 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	50	258,000	53	303,200	43	259,400	40	399,200	58	306,400
都 市 計 画 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	1	75,967	0	0
	滞納繰越分	132	726,748	116	688,780	126	1,016,119	136	2,170,805	104	675,542
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	1	908,700	0	0
	滞納繰越分	339	20,714,874	330	18,610,157	287	19,768,605	288	32,155,205	293	14,633,884
国民健康保険税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	1	30,300	0	0
	滞納繰越分	224	22,496,305	218	22,300,199	188	18,710,300	200	21,646,270	212	19,012,671
合 計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	2	939,000	0	0
	滞納繰越分	563	43,211,179	548	40,910,356	475	38,478,905	488	53,801,475	505	33,646,555

5. 滞納繰越収納状況の推移

年 度 税 目		17				18			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比
町 民 税	個 人	72,919	8,616	11.8	105.7	66,491	9,311	14.0	108.1
	法 人	3,261	360	11.0	83.7	4,313	1,478	34.3	410.6
	小 計	76,180	8,976	11.8	104.6	70,804	10,789	15.2	120.2
固 資 産 定 税	土 地	40,933	5,724	14.0	84.5	42,587	5,547	13.0	96.9
	家 屋	55,863	7,812	14.0	93.5	55,464	7,226	13.0	92.5
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-
	小 計	96,796	13,536	14.0	89.5	98,051	12,773	13.0	94.4
軽 自 動 車 税		2,172	375	17.3	96.9	2,339	513	21.9	136.8
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0		0	0	0.0	
都 計 画 市 税	土 地	4,424	652	14.7	88.3	4,574	406	8.9	62.3
	家 屋	4,460	583	13.1	88.3	4,419	392	8.9	67.2
	小 計	8,884	1,235	13.9	88.3	8,993	798	8.9	64.6
計（一般会計分）		184,032	24,122	13.1	94.6	180,187	24,873	13.8	103.1
国 民 健 康 税 保 險	一 般	187,923	26,723	14.2	103.3	192,821	25,870	13.4	96.8
	退 職	4,845	898	18.5	79.8	6,666	2,762	41.4	307.6
	小 計	192,768	27,621	14.3	102.4	199,487	28,632	14.4	103.7
合 計		376,800	51,743	13.7	98.6	379,674	53,505	14.1	103.4

(単位：千円・%)

19				20				21			
調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比
67,953	10,344	15.2	111.1	81,041	14,318	17.7	138.4	101,617	22,005	21.7	153.7
3,347	1,206	36.0	81.6	2,769	658	23.8	54.6	3,151	785	24.9	119.3
71,300	11,550	16.2	107.1	83,810	14,976	17.9	129.7	104,768	22,790	21.8	152.2
41,055	5,354	13.0	96.5	39,263	9,465	24.1	176.8	28,130	5,035	17.9	53.2
57,249	7,466	13.0	103.3	57,254	13,803	24.1	184.9	43,488	7,784	17.9	56.4
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
98,304	12,820	13.0	100.4	96,517	23,268	24.1	181.5	71,618	12,819	17.9	55.1
2,558	563	22.0	109.7	2,880	552	19.2	98.0	3,241	663	20.5	120.1
0	0	0.0		0	0	0.0		0	0	0.0	
4,389	573	13.1	141.1	4,241	1,024	24.1	178.7	3,070	550	17.9	53.7
4,598	600	13.0	153.1	4,577	1,106	24.2	184.3	3,485	623	17.9	56.3
8,987	1,173	13.1	147.0	8,818	2,130	24.2	181.6	6,555	1,173	17.9	55.1
181,149	26,106	14.4	105.0	192,025	40,926	21.3	156.8	186,182	37,445	20.1	91.5
215,337	36,592	17.0	141.4	233,294	38,703	16.6	105.8	247,818	38,262	15.4	98.9
8,294	2,846	34.3	103.0	10,203	2,860	28.0	100.5	10,156	2,009	19.8	70.2
223,631	39,438	17.6	137.7	243,497	41,563	17.1	105.4	257,974	40,271	15.6	96.9
404,780	65,544	16.2	122.5	435,522	82,489	18.9	125.9	444,156	77,716	17.5	94.2

6. 平成21年度還付金調

(単位：円・件)

税 目	区 分	現 年 (歳 入)						過 年 (歳 出)						合 計					
		還付通知済額		支 出 済 額		未 済 額		還付通知済額		支 出 済 額		未 済 額		還付通知済額		支 出 済 額		未 済 額	
町 県 民 税	本 税	1,775,792	85	1,775,792	85	0	0	3,055,508	92	3,055,508	92	0	0	4,831,300	177	4,831,300	177	0	0
	加算金	1,500	1	1,500	1	0	0	26,700	10	26,700	10	0	0	28,200	11	28,200	11	0	0
	小 計	1,777,292	86	1,777,292	86	0	0	3,082,208	102	3,082,208	102	0	0	4,859,500	188	4,859,500	188	0	0
法 人 町 民 税	本 税	1,627,100	16	1,627,100	16	0	0	2,317,700	22	2,317,700	22	0	0	3,944,800	38	3,944,800	38	0	0
	加算金	21,500	7	21,500	7	0	0	17,000	7	17,000	7	0	0	38,500	14	38,500	14	0	0
	小 計	1,648,600	23	1,648,600	23	0	0	2,334,700	29	2,334,700	29	0	0	3,983,300	52	3,983,300	52	0	0
固 定 資 産 税	本 税	3,267,200	21	3,267,200	21	0	0	10,262,400	4	10,262,400	4	0	0	13,529,600	25	13,529,600	25	0	0
	加算金	108,400	1	108,400	1	0	0	1,221,900	4	1,221,900	4	0	0	1,330,300	5	1,330,300	5	0	0
	小 計	3,375,600	22	3,375,600	22	0	0	11,484,300	8	11,484,300	8	0	0	14,859,900	30	14,859,900	30	0	0
軽 自 動 車 税	本 税	48,200	11	48,200	11	0	0	10,200	4	10,200	4	0	0	58,400	15	58,400	15	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	48,200	11	48,200	11	0	0	10,200	4	10,200	4	0	0	58,400	15	58,400	15	0	0
特 別 土 地 保 有 税	本 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	本 税	6,718,292	133	6,718,292	133	0	0	15,645,808	122	15,645,808	122	0	0	22,364,100	255	22,364,100	255	0	0
	加算金	131,400	9	131,400	9	0	0	1,265,600	21	1,265,600	21	0	0	1,397,000	30	1,397,000	30	0	0
	小 計	6,849,692	142	6,849,692	142	0	0	16,911,408	143	16,911,408	143	0	0	23,761,100	285	23,761,100	285	0	0
国 民 健 康 保 險 税	本 税	5,965,673	259	5,964,673	258	1,000	1	2,281,100	51	2,270,400	50	10,700	1	8,246,773	310	8,235,073	308	11,700	2
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	5,965,673	259	5,964,673	258	1,000	1	2,281,100	51	2,270,400	50	10,700	1	8,246,773	310	8,235,073	308	11,700	2

7. 平成22年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成22年 4 月	○ 固定資産・都市計画税	1 期	4 月 3 0 日
5 月	◎ 軽 自 動 車 税	全期	5 月 3 1 日
6 月	□ 町 県 民 税	1 期	6 月 3 0 日
7 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2 期 1 期	8 月 2 日
8 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2 期 2 期	8 月 3 1 日
9 月	☆ 国民健康保険税	3 期	9 月 3 0 日
1 0 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3 期 4 期	1 1 月 1 日
1 1 月	☆ 国民健康保険税	5 期	1 1 月 3 0 日
1 2 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3 期 6 期	1 2 月 2 7 日
平成23年 1 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4 期 7 期	1 月 3 1 日
2 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4 期 8 期	2 月 2 8 日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

年 度		17	18	19	20	21
種 類						
有 料	所 得 証 明	727	833	848	737	777
	課 税 証 明	703	802	796	820	951
	非 課 税 証 明	1,248	1,500	1,505	1,539	1,433
	住 民 税 決 定 証 明	30	15	23	7	30
	評 価 証 明	542	548	596	462	386
	資 産 証 明	1	5	81	2	9
	公 課 証 明	127	186	155	151	192
	納 税 証 明	407	386	385	477	536
	閲 覧	390	372	287	294	289
	住 宅 用 家 屋 証 明	161	175	96	83	106
	そ の 他	143	9	36	116	17
小 計		4,479	4,831	4,808	4,688	4,726
無 料	標 識 交 付	309	303	260	263	275
	廃 車 申 告	316	289	243	264	256
	軽 自 納 税 証 明	352	348	347	375	400
	そ の 他	548	294	261	377	223
小 計		1,525	1,234	1,111	1,279	1,154
合 計		6,004	6,065	5,919	5,967	5,880

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

2. 町税徴収経費の推移(一般会計)

区 分		年 度	17	18
収 入 額		町 税 （ A ）	2, 383, 044	2, 476, 544
		県 民 税	355, 115	383, 891
		合 計 （ B ）	2, 738, 159	2, 860, 435
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	52, 111	52, 814
		諸 手 当	33, 642	31, 579
		（ 1 ） 超 過 勤 務 手 当	3, 867	3, 036
		（ 2 ） 税 務 特 別 手 当	0	0
		（ 3 ） そ の 他 の 手 当	29, 775	28, 543
		そ の 他	10, 559	10, 859
		小 計	96, 312	95, 252
	需 用 費	旅 費	28	15
		賃 金	586	676
		そ の 他	24, 373	21, 624
		小 計	24, 987	22, 315
	報 奨 金 等	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0
		納 期 前 納 付 報 奨 金	0	0
		納 税 奨 励 金	0	0
		そ の 他	0	0
		小 計	0	0
	そ の 他		26, 209	24, 432
	合 計 （ C ）		147, 508	141, 999
県 民 税 徴 収 取 扱 費 （ D ）		25, 893	27, 227	
（ C ） － （ D ） （ E ）		121, 615	114, 772	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	（ C ） / （ B ）	5. 4	5. 0	
	（ E ） / （ A ）	5. 1	4. 6	
町 税 職 員 数		16	16	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 （ F ）		6, 020	5, 953	

(単位：千円・％・人)

19	20	21	22
2,484,901	2,695,131	2,612,692	2,490,502
438,441	832,736	785,402	817,042
2,923,342	3,527,867	3,398,094	3,307,544
50,622	47,248	46,084	48,284
26,129	27,913	22,851	23,417
2,758	1,946	0	0
0	0	0	0
23,371	25,967	22,851	23,417
10,544	10,456	12,295	12,745
87,295	85,617	81,230	84,446
6	7	0	0
715	757	790	900
20,291	20,887	20,682	19,666
21,012	21,651	21,472	20,566
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
23,325	24,387	37,231	41,485
131,632	131,655	139,933	146,497
29,374	48,387	36,570	36,163
102,258	83,268	103,363	110,334
4.5	3.7	4.1	303.4
4.1	3.1	4.0	4.4
16	16	15	15
5,456	5,351	5,415	5,630

資料：課税状況等調書第39表（平成22年度は当初予算）